
平成30年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

平成30年9月10日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成30年9月10日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(13名)

2番 組坂 公明君	3番 佐藤 裕宣君
4番 野鶴 修君	5番 竹永 茂美君
6番 岩淵 和明君	7番 鎌水 英一君
8番 熊懐 和明君	9番 中野 義信君
10番 佐藤 湛陽君	11番 上野 恭子君
12番 伊藤 善康君	13番 江藤 芳光君
14番 櫛川 正男君	

欠席議員(1名)

1番 佐藤 茂和君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 石井 良忠君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一郎君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君

総務課長	田 箆 正規君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	瀧内 英敏君
うきはブランド推進課長			樋口 一郎君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	権藤 精二君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君
保護係長	佐藤 重信君		

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。10番、佐藤湛陽議員の発言を許します。10番、佐藤湛陽議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 議長の許可を得ましたので、ただいまより質問させていただきます。

それでは、まずは、このたび、西日本豪雨災害に続き、台風21号直撃、また、つい最近では北海道地震、今までに余りにも例も見られんような甚大な災害に立て続けに見舞われ、多数の犠牲者が出ており、お亡くなりになられました方々には心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々には心よりお見舞いを申し上げます。各被災地におきましては、一日も早く復興ができますことをお祈り申し上げる次第でございます。

それでは、質問に移らせていただきたいと思います。

地域包括ケアシステム構築の進捗状況についてお尋ねします。

平成28年12月議会、平成29年3月議会と二度にわたり地域包括ケアシステムに関する質問を幾つかさせていただきました。

そこで、(1)介護サービス基盤整備について。平成28年12月議会で市長は、平成28年度中に24時間365日の訪問介護等のサービス可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備していくと答弁されました。このとき、市長の答弁に聞き、私も在宅ケアを考えた場合、医療と介護のケアが24時間365日、定期・随時受けられる、このサービス体制が、うきは市にもできると。病院、施設で療養、入所しなくても、本人、家族が在宅生活を望めば在宅生活ができるし、在宅生活を続ける上で大きな安心感となり、心強い支えになるものと考え、地域包括ケアシステムの1つの社会資源として期待しました。そこで、現在のサービス整備状況を伺う。

(2)市の配食サービス事業について、平成29年3月議会の市長の答弁で、配食サービス事業は、食の面から高齢者の健康と福祉の増進を図り、安心・安全な生活を支えていく上で不可欠な取り組みであるものと考えている。また、サービスの充実については、高齢化が進む中、重要な課題と認識しているのだが、コスト面との兼ね合いもあるので、今後、引き続き検討していきたいということでした。そこで、検討の結果、どのようになったのか伺う。

(3)集いの場は、引きこもりがちな高齢者の外出機会をふやし、そこで触れ合いを通して、生きがいつくり、仲間づくりの輪が広がり、さらに地域の介護予防の拠点として期待されるが、平成29年3月議会の答弁で、集いの場づくりについて支援の強化を図ってまいる予定でありますとのことでしたが、現在の進捗状況を伺う。

以上、3点。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、介護予防・日常生活支援総合事業について大きく3点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、介護予防の基盤整備についての御質問であります。平成28年度に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所として、JAにじ24時間ケアセンターを整備し、平成29年度よりサービスを開始しております。現在のサービス利用者は、訪問介護と訪問看護を合わせて16名となっております。課題としましては、今後、利用者の増加が十分に見込まれることから、介護や看護を行うスタッフの増員が必要となります。サービスを、より広域に展開していくに当たって、事業所に対して、引き続き、スタッフの確保に向けた対応をお願いしているところであります。

2点目が、市の配食サービス事業についての御質問であります。配食サービス事業につきましては、委託先のうきは市社会福祉協議会と定期的に給食調整会議を開催し、食事の内容や配達

時の見守り体制等の詳細にわたり検討し、配食サービス事業が、より充実した内容となるよう、協議を続けているところであります。

栄養面につきましては、北筑後保健福祉環境事務所からの助言に基づき、コスト面との調整を図りながら、肉や魚や乳製品を、より充実させるよう努めております。健康面につきましては、配食サービスの利用によって体の状況が改善し、配食サービスを休止、停止することができるまでに回復された方が平成29年度は4名おられることから、一定の効果が確認できているところであります。コスト面につきましては、平成25年度より1食当たり750円から740円へ減額し、以降、この単価で継続をいたしておりますが、近年、配食数が増加してきておりますので、現在、単価及びスタッフの増員について検討を行っているところでございます。

3点目が、介護予防の拠点、集いの場についての御質問であります。平成28年度まで市の介護予防事業として実施してきた「げんき塾」を平成29年度より、集いの場という、地域の住民の方々に主体的に取り組んでいただくものへと移行をいたしました。これは、国が全国の市町村で2025年度までに目指している地域包括ケアシステムの構築の理念の柱である、住民主体による、高齢者が住みやすい地域づくりを目指すものであります。現在、市内で45カ所の集いの場が運営されており、介護予防サポーター養成講座を受講された41名の集いの場サポーターの皆様のご協力もいただきながら、住民主体の活動として活発に取り組みが進められております。また、市役所も、引き続き、サポートが必要な地域に専門職の派遣を行っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 1番の件ですが、市長が整備できているということだろうと思えますけど、その状況を見て十分と思うかどうか、1点目。

それと、2点目ですが、検討の結果ということでは申しましたが、本当に現在の利用状況ということで伺いたいわけでございます。それと、市の配食サービスの条件の見直しがこれから必要であるのかどうか。今後の増加するだけ考えるので、その方策は今後考えているのかどうか。とりあえず、その点を伺いたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） おはようございます。1点目の、JAにじの24時間ケアセンター、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所でございますけれども、現在、先ほど市長が答弁いたしましたように、16名の利用者でございますけれども、そのうちの多くはJAにじの関連施設のほうの方が利用しているというような状況でございます。また市内全域に、この利用が展開

はされていないというのが実情でございます。ということで、なかなか利用者が増加をしておりませんので、利用状況は十分というふうには考えておりません。

理由としましては、やはり24時間対応のサービスになりますので、介護・看護のスタッフが、配置が十分でないと対応できないということで、なかなかスタッフの確保が十分ではないということで市内全域に広く展開はまだされていないようでございます。それは事業所のほうにも確保に努めていただくようお願いをしております。

それから、市の配食サービスでございますけれども、現在、直近で130名ほどの利用者の方がいらっしやいまして、昨年度より30名程度、利用の方がふえていらっしやいます。仮に1人の方が月曜から土曜日まで毎日配食を利用するとなれば、お一人ふえただけでも年間、昼と夜とれば600食ぐらいふえますので、10名ふえただけで6,000食ふえることとなります。現在、昨年度3万8,000食ということで、今現状の調理員、スタッフでは今がいっぱいいっぱいの状態になっております。それから、配達をしていただくボランティアの方についても、今がなかなか十分確保はできておりませんので、これ以上配食数がふえると、その点についてもちょっと課題、検討しなければならないようになっております。

それから、今申し上げたように、配食サービスの増加が今後、高齢者の増とともに見込まれますので、現在、市の配食サービスは日曜日は行っておりません。月曜から土曜でございますので、今後そういった休日にも配食を希望される方も出てくると思われまますので、地域の市内の民間の企業とか、そういったところとの連携も検討しなければならないと思っております。

先日、浮羽のほうに進出しました森永食研さんという、医療・介護食を提供される会社のほうにも、うちの担当者のほうがちょっとお伺いをしまして、今後連携をできないかなというふうなちょっと模索をさせていただいて、お話をさせていただきました。現状では、なかなか一般家庭のほうに配達は無理のようでございますけれども、今後もしかしたら連携をしていけるかなというところで、また今後、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 現在のサービス整備状況について、伸びているようだけど、まだまだ不十分のように思われますので、ぜひ、この点につきましては、十分に考えていただきたいと思えます。

それと、配食サービスの件ですが、この件につきましても、なかなかこれから本当に高齢者の方がどんどん多くなるので、ひとつ配食の件は今後考えていただきたいと思うわけでございます。

次に集いの場につきましては、今44カ所で41人のサポーターの方がなされているということでございますが、この言葉について、まだまだ知られていないんじゃないかなと思うわけです

よ。その点どう思うか、まずは。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 集いの場は、4カ所ではなくて45カ所、運営をされているところがあります。保健課長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 集いの場につきましては、従来、行政主導で「げんき塾」という名称で行ってありました介護予防事業を住民主体の介護予防のほうに切りかえ、移行させていただいたものでございます。昨年度の参加者は、市内の各所で実施した集いの場については、788回の実施で9,000名ほどの御参加をいただいておりますので、徐々にではありますけれども、市民の方に、身近なところに歩いて通える、そういった場があるというのは浸透しつつあるのではないかなと思っておりますけれども、まだ不十分な点もあると思っておりますので、今後、周知に努めていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） まだまだ知られていないようだから、ひとつ周知徹底のほどをお願いしたいと思います。それと同時に、やっぱりきっかけづくりが大事じゃないかと思うわけですので、この点についても、ひとつよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、2番、包括的支援事業について。

在宅医療・介護連携の推進について、平成29年3月議会の折、平成28年4月に浮羽医師会が作成した在宅医療相談窓口に関するチラシを全戸に配布し、在宅生活を続けるためのガイドブックを作成し、民生委員や自治協議会に配布したと答弁されていたが、在宅医療相談窓口の現在までの利用状況、また、ガイドブックを配布した効果はどうだったのか。お願いします、答弁。

○議長（櫛川 正男君） （2）、（2）。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） ちょっと待って、ごめん。

認知症施策の推進について。平成29年3月の保健課長の答弁の中で、認知症カフェに対する拡大とともに、認知症の早期診断、早期対応に向けた、認知症初期集中支援チームを平成29年度中に設置していくこととしているということと、その後の平成29年12月の質問の折には、2月に完成確認、認知症カフェオープン、また、グループホームたかみと現在2カ所あるが、もっと利用しやすいように拡大をして図っていきたいという答弁でございますが、認知症初期集中支援チーム及び認知症カフェの進捗状況を伺う。

（3）平成29年3月議会、家事援助や外出支援といった生活支援サービスの体制整備について、多様な主体の参画を求めるとともに、主体間の連携、協働による資源開発や生活支援サービスの提供等を推進していくために関係者との協議の場を設けることが必要である。既に一部の自

治協議会では、協議の場づくりに向けた勉強会を開催しており、市内全域に拡大していくように勉強会を継続していくということでした。現在の協議の場の進捗状況を伺う。

以上、3点。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、包括的支援事業について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、在宅医療・介護連携の推進についての御質問であります。この事業につきましては、平成29年度までは浮羽医師会が、福岡県の補助事業である在宅医療拠点整備事業として実施し、その推進を図ってまいりました。浮羽医師会に設置している在宅医療相談窓口の平成29年度の利用状況は17件となっております。相談の内容としては、がん末期の患者の在宅生活の相談や、遠方に住んでいる家族からの入院や退院に関する相談、認知症や介護保険についての相談などありますが、民生委員や介護関係者からの相談も含まれており、市内在住の方の利用については、まだまだ少ないのが現状であります。

理由としましては、やはり市民の多くは市内の訪問看護ステーションや介護支援専門員へ直接相談する機会が多いからではないかと思っております。また、議員御質問の在宅生活に関するガイドブックにつきましては、医療・介護従事者向けに作成、配布したもので、医療・介護サービス、市の高齢者に対する支援事業及び介護保険制度を利用しないサービスをまとめた冊子となっており、特に在宅生活を中心となって支援をしている介護支援専門員にとって貴重なガイドブックとなっております。

なお、今年度からは、うきは市、久留米市の両市が浮羽医師会に対して在宅医療・介護連携センター運営事業の業務を委託することで、平成29年度まで浮羽医師会が行っていた在宅医療拠点整備事業の事業を継続し、在宅医療・介護連携の推進を図っていくこととしております。

2点目が、認知症施策の推進についての御質問であります。認知症初期集中支援チームの設置につきましては、平成29年6月から、市内の筑後吉井こころホスピタルに認知症初期集中支援チーム事業の業務を委託し、認知症専門の医師1名、精神保健福祉士1名、看護師1名の計3名で認知症初期集中支援チームを設置したところであります。この認知症初期集中支援チームと、市の地域包括支援センターに設置している認知症地域支援推進員が連携をとりながら、医療や介護サービスを拒否されている方の支援を行っております。

昨年度の実績は1例であります。今年度につきましては、現在、認知症初期集中支援チームとしての実績はありません。近隣の久留米市の実績が年間約20例と聞いておりますので、人口比例で想定いたしますと、うきは市は年間、一、二例程度かと考えているところであります。

なお、うきは市の現状として件数が少ないのは、地域の見守り体制も整っているため、認知症

初期集中支援チームにつなぐ前に医療や介護サービスにつながっているということも1つの要因ではないかと考えております。

認知症カフェにつきましては、平成29年度より、新たに補助金交付要綱を定め、認知症カフェを運営する市内の2団体に対して、その支援を拡大しているところであります。

3点目が、生活支援サービスの体制整備についての御質問であります。生活支援サービスの体制整備に向けては、平成29年1月から、江南地区、御幸地区、大石地区において、自治協議会と検討を進めながら、協議の場づくりに向けた勉強会を開催し、それぞれの地域に平成29年度中に協議の場を設置いたしました。

地区の課題としましては、江南地区は移動支援を考える、御幸地区は生活支援、居場所づくりを考える、大石地区は居場所づくり、生きがいを考えるといったテーマで現在、協議を進めております。

また、市全体の協議の場である第1層協議の場につきましても、平成29年度末に設置し、地域包括ケアシステム構築のための各地域の取り組み状況の意見交換を行ってきたところであります。今年度は、他の地区におきましても協議の場づくりのための勉強会を随時開催しているところであります。

なお、既に協議の場が設置された3地区につきましては、それぞれの地区に第2層の地域支え合い推進員を配置し、事業を推進していただくための業務委託を自治協議会に提案し、今後の体制整備を進めているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 今、在宅医療相談窓口の現在の利用状況をお聞きしたんですが、もう一度、なぜ少ないのか、なぜ、どういう面かをもう一度ちょっと具体的にお聞きしたいんですが、1点目。

それと、（2）の認知症施策の推進について、これについても、利用者数は聞きましたけど、もう一度、認知症初期集中支援の業務について、どのようなことを行っているのか具体的に説明を伺いたいと思います。

以上、とりあえず3点。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 在宅医療・介護連携の推進の取り組みについてでございますけれども、医師会のほうに設置をしております在宅医療の相談窓口、やはり全世帯にチラシを配布をして、あらゆる相談を受けられる窓口ですということで周知を図っておるんですけども、やはり

敷居が高いのかもしれませんが、なかなかそちらに直接相談を持ちかけられる方は、現在多くはございません。やはり民生委員さんとか介護支援専門員の方とか、そういった方が相談されるケースも中には含まれております。やはり御自分の担当していただいているケアマネさんとか訪問看護ステーション、そういったところに相談されたほうが相談をしやすいということで、そういうところに相談をされてらっしゃるんだと思います。

今年度以降、久留米市とうきは市のほうで、両市で業務委託をする形で在宅医療・介護連携センターというのを開設いたしておりますので、今後はさらに周知を図っていきたいと思っております。

それから、認知症施策の件でございますけれども、認知症の地域支援推進というのを包括支援センターのほうに3名配置をしております。具体的な活動といたしましては、認知症の方とか、その家族からの相談、支援、それから、先ほど答弁いたしました認知症カフェ、まだなかなか十分な市民の方に浸透されてないので、広報紙の掲載とかカフェに参加——カフェの紹介とか、そういったのを推進員のほうで担当してもらっております。

それから、一番大事な認知症の市民の方に対する理解促進活動ということで、認知症の方の相談は年々これから増加すると思っておりますけれども、一番、認知症の方に携わる機会の多い民生委員と、それから介護支援専門員、ケアマネジャーの方、この両者が常に顔の見える関係で連携をとっていただくのが、この認知症の施策として適切な支援を行うためには非常に重要であるということで、現在、ことしで5年目になりますけれども、毎年、合同の研修会を行うなど、両者が連携した取り組みができるようなことを行っております。

それから、市民向けには、認知症の講演会など認知症に対する理解を深めていただくような取り組みについても随時行っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 認知症施設の推進について、包括支援センターに認知症地域支援推進員を3名配置しているということでございますが、今、余りにも早かったけど、どう、どのような実績なのか、もう一度お願いしたいのですが。

それと、介護、医療、認知など具体的な業務に対して、市民に見えないように思うが、この分野における進捗状況はどうなっているのか伺いたいわけですよ。市はどこまで現状を把握しているのか。

以上、2点。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 認知症の地域支援推進員でございますけど、先ほど申し上げたとおり、一番の業務の中心は認知症の方とかその家族、それから民生委員から相談があった場合に、その相談を受けて、介護関係の事業所とか、それから医療のソーシャルワーカーさんとか、そういった方につなぐような、そういった支援を行っているのが推進員さんの主な役割だと思っております。それから、先ほど申した認知症カフェ、市内に2カ所ございますけれども、そちらのほうへの御紹介、それから周知——広報ですね、それから、あとは認知症の理解促進を図るような、さまざまな取り組みを推進員の方は行っております。

それから、介護、医療、それから認知症などが、まだ市民に見えないということでございますけれども、これも先ほど申し上げたとおり、介護、医療の連携については、昨年度まで医師会に任せっきりというような状況でございましたので、なかなか市として取り組みを行っていなかったのは実情でございますので、今年度から市が業務を委託いたしますので、さまざまな会議とかにも市の担当者、参加をして、医師会との連携が十分とれるように進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 今後の方向性と住民への周知活動はどうなっているのか、ちょっと伺いたいんですけど。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 方向性といいますか、今後うきは市も年々高齢者人口がふえてまいります。在宅で生活を送っていく方もふえてくると思われまますので、この介護、医療の連携、センターの役割は非常に大きくなってくると思いますので、こちらが十分機能するように市としても取り組みを進めていきたいと思っております。

周知につきましては、市の——広報を通じて十分な周知はこれまでも随時行っておりますけれども、広報等を通じまして、さらなる周知を図っていきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） （3）の2回目の質問ですが、包括ケアシステムの一部である協議の場を勉強会は3つの地区プラスの一地区で順調に進められているようだが、他の地域にもリード的な存在として市内全域にボトムアップでなるように進めるべきではないかと思いますが、このことについて、市の施策としてどのように考えているのか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 地域包括ケアシステムを構築していく上で自治協議会との協働というのは非常に重要であるというふうに考えておりますので、現在5カ所の地域と協議の場ないし協議の場をつくるための勉強会、こういうのを開催をさせていただいておりますけれども、今後は他の地域のほうにも、その取り組みを拡大していきたいというふうに思っております。

先日、他の地域につきましても、市の担当者のほうが、それぞれ自治協のほうにお伺いをいたしまして、市の考え方なり、今後どういった取り組みを——それぞれの自治協議会で地域性、課題が異なりますので、それぞれの地域でどういった取り組みが今後必要であるかというようなことをうちの担当者と話し合いを行いまして、今後の進め方について協議をしまりましたので、今後、具体的な取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 3番、訪問介護事業について。

（1）訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスは、障害者、高齢者の必要に応じて家事援助から介護支援までサービスを提供し、在宅生活を支えています。介護保険制度の改正により、経営的に事業所を畳むところが出ていたりとか、介護の軽い利用者は受け入れない事業所があるとか耳にすることがありますが、サービスを利用したいのに利用できなくなれば、介護保険制度のそのものの信頼が揺らぎかねないし、市長が進める地域包括ケアシステムの構築が本当にできるか疑われます。また、事業所によっては、ホームヘルパーの人材確保に困難さを抱えているところでもあるようだ。近年、うきは市をサービス提供エリアとする訪問介護事業所の数に減少があるのか伺う。また、利用者の受け入れに偏りがある事業者はあるのか、現状を伺う。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、訪問介護事業について、市内の訪問介護事業者の現状について御質問をいただきました。

平成27年の介護保険制度の改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が導入され、比較的介護度の軽い要支援者については、市の専門職によるサービス利用判定会議の判定結果に基づき、従来どおりの相当サービスまたは生活支援を中心とした緩和型サービスのいずれかを利用させていただくこととなっております。

うきは市内では制度改正以降に廃止した事業所はありませんが、全国的な傾向として、生活支援を中心とした緩和型サービスにつきましては、単価が低いため、緩和型サービス事業を縮小または撤退し、従来どおりの相当型サービスに比重を置く事業者が出てきており、市でも今後の緩

和型サービスのあり方については危機感を持っているところであります。

これらの状況を踏まえ、市では県と連携をとり、訪問介護の緩和型サービスに該当する、いわゆる家事援助等の生活支援を行っていただくヘルパーを養成するための研修を10月より実施する予定としております。また、現在、小学校区単位で住民の皆様による協議の場が設けられており、地域の高齢者の生活支援についても話し合いが行われているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 市長は、平成28年12月議会での地域包括ケアシステムの構築に関する私の質問に、家事援助や外出支援といった生活支援サービスの体制整備に向けては、多様な主体の参画を求めると答弁をされました。その方向性は私も賛同するのですが、さて、その体制が十分整っていない中に、介護保険制度の改正で介護保険サービスが縮小されているのであれば、保険あってサービスなしではないかと思うのです。保険者として、また、地域包括ケアシステムの構築していく首長として、どのようにこれに対応していくか伺う。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたが、今、手元に平成27年当時の新聞記事を持ってきておりますが、いろいろ介護報酬が引き下げになることによって、いろんな弊害が全国的に大きな議論になりました。

そういう中で、先ほど答弁させていただいてますように、うきは市におきましては事業所が撤退したという話は聞いておりませんが、しかし長い目で見ますと、そういう懸念も想定されることから、しっかりした対応が必要であると、このように認識をしております。

それから、非常に今回の介護予防・日常生活支援総合事業で、いわゆる新しい総合事業が出てきたことによって構成が非常に複雑になってまいりましたが、やはり訪問型サービスBが住民主体による支援ということになっております。ここが大きなポイントであろうということで、いろいろ今、協議をさせていただいているんですが、まだまだ十分な状態にはなっていないと認識をしております。

いずれにしても、介護を必要とされる方が出ても、住みなれた地域で人生の最後まで自分らしく暮らせるような地域社会を目指して、しっかり対応していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 家事援助や外出支援といった生活支援サービス体制の整備に向けては多様な主体の参画を求めるということでしたが、多様な主体の1つが自治協議会の活動だと思いますが、その他の多様な主体への働きかけはどのようになっているのか、また、その働きは進んでいるか伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） この家事援助とか外出支援といった生活支援体制の体制整備について、今、主としては、やはり自治協議会のほうのそれぞれの協議の場の中で、それぞれの地域課題を解決するために協議を行っているのがメインでございますけれども、その中には、いろいろな主体がございます。多様な主体があるというふうに申し上げたのは、それぞれの地域で、例えば昨年度、取り組みを始めました大石地区の有償ボランティア——おおいし絆クラブと申しますけれども、そちらの有償ボランティア、これも、そういった取り組みの1つのよい事例ではないかと思っております。

今後、市内全域に、こういった取り組みがそれぞれの地域ごとに同じような——形は違いますが、いろいろな目的、そういった目的を持った取り組みがなされるように市としても支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 平成29年3月議会の際、私の、市内一部の地域では住民主体の通い場を開催しており、今後は、これが市内全域に広がっていくように市として支援してまいりますとあるが、いつから具体的に、どこにどのようにしようとしているかという質問に対し、現在、御幸自治協議会と御幸通区のほうで開催されているとのことでした。今後も市内各地でそういった通い場ができるような財政的な支援及び人的な支援もしていく予定であるということでした。そこで現在の進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） これにつきましては、先ほど答弁を申し上げたと思うんですけども、現在、市内の45カ所で集いの場というのを開催されております。ほぼ住民主体という形で行っていただいております。

財政的な支援ということで、市から、わずかではございますけれども補助金という形で支援をさせていただいております。人的な支援といたしましては、先ほど、これも申し上げましたけれども、介護予防サポーターの養成講座を受講された方、それぞれ集いの場のサポーターとして現場のほうで御協力をいただいております。市の専門職も必要に応じまして支援をさせていただいているというのが現状でございます。まだ市内45カ所でございますので、市内158行政区でございますので、最終的な目標としては、各行政区に1カ所ずつ通っていける場ができればなとい

うふうには思っておりますが、徐々に取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 平成28年12月の議会の折に、介護予防対策として、ロコモ予防教室、脳の健康教室、げんき塾を行政指導で開催とあるが、各教室または塾の現在の利用状況及び進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 昨年度の実績になりますけれども、ロコモ予防教室につきましては、62回の実施で参加は延べ639名でございます。脳の健康教室は、50回の実施で参加者は680名、集いの場——げんき塾と、前、言っておりましたけれども、こちらは788回の開催で9,378名の参加でございます。徐々にではありますけれども、市内に介護予防事業が浸透をしてきているというふうには思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 高齢になると食欲が落ちたり、かむ力、飲み込む力が衰えて低栄養になりがち、歯の喪失、また、舌の機能低下、そしゃくの機能低下が、食べる力が弱まれば徐々に食事内容に偏りが目立つようになり、どんどん栄養不足となり、筋肉の衰えや体力低下につながり、最終的には転倒や歩行困難を起しやすくなる要介護にもなりやすくなってしまいます。75歳以上の高齢者の健康寿命を握る鍵としてフレイルの予防が上げられるが、これに対して市はどのような対策をしているのか伺う。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） フレイルの予防でございますけど、フレイルというのは健康な状態と介護が必要な状態の中間の状態、この段階で適切な支援を行うことによって、生活機能の維持、向上が図られるというふうに言われております。

今、議員がおっしゃったように、栄養、運動、それから社会参加というのが重要な鍵に——フレイルを予防するためには、この3つが重要な鍵になってくるというふうに言われております。市としても、住民の方が参加をしていただいております社会参加の場であります集いの場とか、その他の介護予防事業の中で、その視点を取り入れて、市の管理栄養士、それから健康運動指導士、それから理学療法士、これらの専門職がそういったのを視点に、フレイルの予防を視点に、個別支援なり集団での指導を現在行っているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 数字が必要なときは、なるだけ通告書に記載をお願いします。

佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 事業所がホームヘルパーの人材確保に困難さを抱えている状況であるようだが、そこで、ホームヘルパーの人材不足について、市として何か対応をしているか伺う。先ほど、養成しているということだったけど、そのほか何かしているのか伺いたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 市としてホームヘルパーの養成は行っておりません。ヘルパー、介護職の人材不足というのは、今、深刻な状態であるのは確かでございます。人材不足というのは、介護の分野だけではなくて、いろいろな業種で共通の課題であると思っております。昨年、市のほうで開設をいたしました市の無料職業紹介所、こちらを通じて人材の確保には努めているところでございますけれども、なかなか人材不足の解消にはまだ至っていないのが現状でございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 地域包括ケアシステムの構築状況について、平成28年12月議会または平成29年3月の議会の際にも、私の、地域包括ケアシステムの構築の取り組みについての質問に対し、市長は、地域包括ケアシステムについて、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に提供されることが必要であるとのことでした。

そこで、市長は、この構築に向けて、例えば目標を10とした場合、今の状況は1から10まで幾つだと思われるか伺いたいのですが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も御承知のように、地域包括ケアシステム、まさに2025年を見据えて、もう待たなしの対応だと、このように思っております。

そういう中で、我が国初、初めてだったと思うんですが、公益財団法人のさわやか福祉財団と、そして、うきは市社会福祉協議会、そして、うきは市3者による協定のもとに、ことしの1月26日には、「第2回支えあいのまちづくりフォーラム in うきは」を開催しまして、多くの民さんに参加をいただいたところであります。いろんな課題がこの場で出されて、やはり大きな視点は、議員が御指摘されるように、多様な主体が参加をして支え合う、そういう安心・安全、安全で安心して暮らせるような支え合いのまちづくりをしっかりと皆さんでやっていこうということに尽きるのではないかと、このように思っております。

こういう取り組みは、結構、他の自治体よりも先行して取り組んでいるという自負はあります

が、最終目標に対して、どこまで来ているかというのは、ちょっとこの場では即答しかねます。いずれにしても、しっかりした支え合いのまちづくりを進めていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 時間がもう残り少ないですが、きょうは地域包括ケアシステムに関連することを質問させていただきましたけど、市長には、保険者として、または地域包括ケアシステムの構築していく首長として、保険あって介護なし、住民主体あって行政責任なしのうきは市にしないように切に望むところですが、市長の一言お願いしたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 2025年を見据えまして、うきは市から地域包括ケアシステムを進化していきたいと、こういう気持ちであります。そしてまた、議会でもたびたび議論になってますように、今、我が国の平均寿命は年々延びておりますけれども、それ以上に健康寿命を延ばして、この平均寿命と健康寿命のすき間を埋めるべく、全ての皆さんが現役、元気で現役社会づくりについて、しっかりした取り組みを図っていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） あと5分ありますので、ちょっと質問させていただきたいと思えます。今、先ほどから自治協議会のことがしきりに出ますけど、それについて、私、疑問がある点をちょっと質問をさせていただきたいと思えます。

自治組織条例ですかね、の中に、第2条に用語の定義ということで、第1項第4号、自治協議会は「小学校区単位に組織された行政区の共同体」と規定されている。条例第17条に、第2項に「自治協議会は、全ての地域住民で構成し」とあり、3項には「市民は、自治協議会に参画」、このように自治組織条例では、2条と17条に分けて自治協議会に2つの定義が併存するようなことになっているが、そこで、市長が自治協議会の定義を明快にさせていただきたいと思うが、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） それは。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 通告ないです。いかんと。定義、自治組織の条例の第2条に、用語の定義の中に、第1項に、自治協議会は「小学校区単位に組織された行政区の共同体」と規定されている。条例第17条には、第2項には、「自治協議会は、全ての地域住民で構成し」てはあるという。第3項に、「市民は、自治協議会に参画」ということでございますので、どうもこの2つが何か定義がちょっと曖昧なようでございますので、ここでちょっと自治協議会というのが私も余りにもわかりにくいから質問したわけでございます。通告外でございます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 条例の条文を取り上げられて、矛盾されているのではないかという御指摘ですが、私どもはもう全然矛盾してなくて、つまり全ての市民が参画する、全ての市民の皆さんが誇りを持って、まちづくりの主役となって、みずからの地域は、みずからで構築するという地域社会を形成する中の条文でありまして、全ての住民の皆さんに参加を促しながらやっていくということがうたわれていると、このように承知をしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） どうもありがとうございました。自治協議会の定義について明快に伺いましたので、どうもありがとうございました。

それでは、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、10番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、11番、上野恭子議員の発言を許可します。11番、上野恭子議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 11番、上野恭子でございます。議長より許可をいただきましたので、質問に入ります。

その前に、このたびの被災地の皆様方におきましては、心よりお悔やみを申し上げます。

うきは市におきましては、明るい情報も入りましたので、ここで御紹介をいたします。

スポーツの部で、アジア大会で競輪の今村さんが2種目に出場され、2種目とも銅メダルを獲得しております。また、2つ目には、美術絵画の部分では、公益財団法人二科会におきまして、松坂さんが11回目の入選、入賞と、すばらしい成績を残されております。それから、3つ目、アニメーション映画「鉄コン筋クリート」を描いております西見祥示郎さん、この方も吉井生まれで東京のほうで大活躍をしておられます。このように、すばらしく、スポーツ、文化、芸術の部分では、うきは市の人が大変育っておられます。そこには、うきは市における大自然に抱かれた中に育った環境があるのではないかと考えております。

それでは、質問に入ります。今回5つの質問をいたします。学校施設の危険箇所の整備について。また、2つ目には、認知症患者様の保険加入について。3つ目、ヘルプマークについて。4つ目、うきは市フロント設置について。5つ目、うきは市イメージドイリーについてでございます。

それでは、1つ目の質問に入ります。学校施設の危険箇所の整備についてです。

先ほど、厚生文教常任委員会閉会中の継続調査のため、吉井小学校施設に行った際に、かばんがけが大変に気になる箇所でありました。昔のフック、フックがついているのにかばんをかけるという状態でした。市内小学校には多くの学校が箱形の棚にかばんを入れており、備品

等も入れております。フックの教室が9室あり、突き出たフックに非常に、母を経験した私の目からして危険を感じる次第でした。このフックがどうにかならないかと思い、一般質問をさせていただきます。

吉井小学校は40年を過ぎた校舎であり、その9室が今現在も使われている次第でございます。3年、4年、5年、6年生、少人数学級、特別教室等も使っているかと思いますが、皆さん御存じのように、ランドセルは昔に比べ厚みがあり、横も大きいというのが今のランドセルでございます。フックの位置も昔のかばんの大きさの幅に区切られており、子供たちも大変困難をして、かけているようでございます。もちろん棚であれば備品も自分の荷物も、かばんも備品も同じ場所に置くわけですが、棚がないために備品は別の場所に、みんな一緒に置いているという状況でございます。今、報道でもされてますように、子供たちが腰を痛めるほどの荷物を持っているわけでございますが、学校で整理をする棚をぜひつけていただきたいなという思いで質問をさせていただきます。

この校舎は非常に古いものですから、市のほうも建て直しを考えておられるのだろうというようなこともしっかり思いましたが、今現在、子供たちがフックで危険も感じますし、早急な建て直しも考えておられないのであれば、ぜひ子供たちのことですから、クーラーも大事ですが、このことがしっかり私には気になる場所でありました。千草保育園のフック事故のこともあり、気になります。子供たちは、安心・安全な環境での学習をさせることがとても大事ですし、学校現場、子供たちを預かる先生方も本当に心配が絶えないであろうという気持ちがしたわけです。このことの質問でございますが、いかがでしょうか。

1回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校施設の危険箇所整備について、吉井小学校のランドセルがけフックについての御質問でございますが、うきは市の小・中学校につきましては、吉井小学校を除き、児童・生徒用の整理棚が設置されています。

吉井小学校につきましては、建築年次が古く、児童用の個別棚が各普通教室には設置されておらず、そのかわりにフックが取り付けられており、子供たちは、そのフックにランドセルをかけています。フックにランドセルがかかっている状態では危険ではありませんが、ランドセルをかけていない状態ではフックが出た状態となります。このため、吉井小学校の普通教室のフックにつきましては、使用しないときはフック部分を収納できる安全なものに取りかえることで対応したいと考えております。また、今回の対応では、あくまで応急的なものでありますので、今後、児童用の棚の整備を検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 2回目です。ぜひよろしく願いをいたします。

私もクレーターのことで委員会で訪問したわけですが、そちらのほうがとても気になりました。危険度ゼロ%に近い学校環境を与えてあげていても事故が起きるとというのが子供相手の教育の現場でございます。建て直しのことも考えておられると思いますので、しっかり、迷いましたけれども、もし事故があった場合に、本当にやっぱり家庭に言うものもありませんし、大事な子供たちの将来にもかかわりますので、ぜひ考えてあげられる部分で、しっかり対応をしていただきたいと思います。教育長のほうから答弁をいただきましたので、この点は、しっかりと対応していただくということで、これで質問を終わりたいと思います。よろしく願いを申し上げます。

それでは、2番目に入ります。認知症患者様の保険加入についてでございます。

認知症というのは脳の機能の低下ということですが、高齢化が進むにつれて認知症の方が年々多くなることに伴い、行方不明、鉄道事故、いろんな問題が多くなってきます。本人や家族を守るために、行方不明になった際の搜索費用、事故等を補償する損害保険である認知症保険を市として加入できないかという質問でございます。高齢者の方も、ひとり暮らしも多くなってまいりますので、しっかりと考えていただきたいと思い、質問をさせていただきました。

高齢者の方には、敬老会等報奨費、また、敬老会の費用というようなものも、しっかりと出ております。この一部を活用しても、守るために活用してもいいのではないかという、有効な使い方ではないかという思いで質問といたしました。

全国で認知症患者様の数は、2012年の数字ですが、412万人、国では7人に1人だというようなことを言われております。うきは市では、認知症の方は、介護者1,600人中、約28%ではなかろうかという数字を見ておりますが、約448人ほどいます。ただ、はっきりした数はわからないということは、これは病院で診断が必要なんですね。それで、診断を得て、はっきり認知症ということになりますので、おおよそ448人がいらっしゃるのではなかろうかと思っております。

後期高齢者の数は5,369人となっておりますが、今後ふえる一方だと思われるわけです。平成19年、愛知県では徘徊中に電車事故、朝倉市では高齢者のおばあちゃんが里に帰るということで、持ってあるバッグを全部腕に下げて、寒い冬、山を2つ越えて、裸足で山を2つ越えて行方不明になられたという事例もございます。

認知症の方というのは、家族や知り合いの人が自分のことを心配しているだろうという思いはなく、ただただ前に進んで歩くわけですから、山2つぐらい簡単に越えるわけですね。全然周りを意識しない、自分の家族が心配している、そういうことはもう全くわからなくなっておりますので、非常に大変な、社会的にも大変な問題になるわけです。

いろんな地域で、あわやと思える患者様の行動があり、それに伴う家族の精神的な負担は相当

なものがございます。このことは、患者を抱える家族でしかわからない、日々の気の休まらない問題でございますが、認知症の方を守る——認知症の方とか家族に保険が出るじゃなくて、それに、その方がしたことと及んだ損害補償ですね、そういうのをするという意味でございます。そういうものの保険を市のほうでまとめて入ることができないかということです。

調べてみましたところ、久留米のほうでは、ことし、されるか、されないかはわかりませんが、考えておられるというような情報をいただいております。1年間に1人が1,500円を払えば、その補償ができるような情報を得たわけでございますが、1,000人分として150万円ほどを見ているというようなことでありました。別の予算からではなく、高齢者に今使われている中から、その人たちを守るために使うというのは有効な使い方ではないかと思っておりますが、1回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、認知症患者の保険加入について御質問をいただきました。

高齢者人口が年々増加する中、認知症患者への対策は市といたしても重要な課題であると認識しており、市内2カ所で運営されている認知症カフェへの財政支援や、認知症初期集中支援チームの設置などの認知症施策を行っているところであります。

議員からの認知症保険加入の御提案であります。これは、認知症の高齢者が徘徊中に事故を起こし、家族が高額の損害倍書を求められた場合などに備え、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に市が保険契約者として加入するものであると、このように理解をしております。

議員のほうから指摘されてましたように、2007年に愛知県でJRの線路内に認知症の男性が立ち入り、列車にはねられ死亡した事故により、死亡した男性の配偶者や家族に対し高額の損害賠償が求められたことがきっかけで、自治体において損害保険への加入検討が行われていると、このように聞いているところであります。

うきは市では現在、認知症高齢者等SOSネットワークの事前登録者が12名いらっしゃいます。毎年、複数名の認知症高齢者の行方不明事案が発生しておりますが、幸いなことに大事に至ることなく無事発見をされております。これは毎年、市内の介護事業者が中心となって実施している高齢者徘徊模擬訓練などの取り組みにより、認知症に対する市民の理解が深まり、その結果、地域の皆様の御協力により、早期発見につながっているのではないかと、このように思っております。

市といたしましても、認知症の高齢者を介護する家族の不安と負担を軽減するための施策として、今後、保険加入の必要性等を調査してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 事故がなければ幸いです。危ういところという情報

も、私、たくさんつかんでおりますので、市長が先ほど述べられましたように、社会の動向を見ながら、しっかりと行政のほうでも検討し、考えていただきたいと思うわけであります。今すぐの答弁はできないのはわかっておりますが、結局、列車事故、山の搜索、広範囲の搜索、高齢者の方は隠しておいた自転車をひょっこり持ち出して遠くまで出かけるというような事例もあっております。

先ほど市長が申されたように、莫大な損害賠償請求ということをした場合の家族や本人を守るための備えとしての保険でございます。しっかりと検討されて、今から高齢者も多くなってまいりますので、安心・安全で生きるまちづくりの1つとして前向きに検討していただきたいと思っております。どうぞよろしく願いをしておきます。

それでは、次のヘルプマークについての質問をいたします。3番のヘルプマークでございます。

ヘルプマークは東京のほうから発信されたと聞いております。赤が主なポイントカラーでございますが、現在、愛知県、神奈川県、大阪府、京都府、青森県などでも導入をされております。私が、このヘルプマークを質問するに当たり、うきは市で障害者の方と何年もかかわりました中に、障害者手帳をお持ちの方、また、持ってなくても体が不自由な方から、目が見えないとか外傷のない障害者は社会と共生することがとても難しさがあると言われました。車椅子に乗っているとかが手が不自由とか足が片方不自由とか、見た目には障害者の方であるなど見えない方、そういう方は非常に大変だということが耳に残っておりました。

それで今回の質問をしたわけでございますが、高齢化も進みまして、障害のある方や難病を抱える方、また、妊婦に対し、思いやる社会の実現と配慮を必要とすることを知らせるヘルプマークの配布はできないかという質問でございます。ヘルプマークというのを持っておられると、そのかわり、そういうヘルプマークを皆さんが認識していなければできませんけれども、電車の中、いろんな公共施設の中でもヘルプマークを持っておられる方は、あっ、体に何か抱えてある方だな、じゃあ、段差のあるところをちょっとお手伝いしましょうとか、何ですか、席を譲りましょうとか、いろんなことをしていただける、そのヘルプマークでございます。

現在うきは市内に障害者の方が2,114名いらっしゃいます。障害者駐車場や車椅子等もバリアフリー、スロープ、これも共生の1つの思いやりと思っておりますが、ヘルプマークは災害時にも大活躍をすると思われまます。援助の配慮を必要とする方に相互の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していくためにも、うきは市にも、ぜひ必要だと思うわけでございますが、よろしく願いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、ヘルプマークについて、障害のある方や難病を抱えている方、

妊婦の方への配慮等を必要とすることを知らせるヘルプマークの配布ができないかとの御質問ですが、障害者や認知症、妊娠などにより手助けが必要でも、外見からは不自由や障害に気づかれにくい人や、コミュニケーションがうまくできずに、なかなか伝えられない人がいらっしゃいます。そういった方々が困っていることを周りの人が気づくことができるように、福岡県が平成28年1月にヘルプカードを作成いたしました。これは、東京都のヘルプマークに次いで全国で2番目の取り組みであります。

このヘルプカードは、障害のある方、認知症の方、難病の方、妊娠している方など周囲の手助けが必要な方ならどなたでも利用可能で、カードの裏面に手伝ってほしいことを記入して、手助けが必要なときに提示したり、身につけて周りの人に気づいてもらうというような使い方が想定されております。

うきは市におきましては現在、福岡県が作成した、このヘルプカードを取り寄せまして、福祉事務所窓口が必要な方にお渡ししております。しかしながら、まだまだ住民の方々への周知が十分にできていない状況にあります。多くの方々に、このヘルプカードを活用していただけるよう、また、カードに気づいたときには手助けしていただける方が1人でもふえますように、今後、広報で周知するとともに設置する場所をふやしていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 2回目です。

ヘルプカードは、福岡県のほうでつくられ、配布がされているということでしたが、これは、ことしからですかね。ことしの4月か3月ぐらいからだろうと思いますが、非常にいいことだと思います。

それで、あるのであれば、しっかりと周知をし、そして、市民の方にもヘルプマークの意味を周知していただき、皆さんにも、せっかくヘルプマークを持ってても気づかなければ同じですので、周知をしていただき、また、障害者の方にも、手助けを必要とする方、悪用されては困りますので、そこら辺も正当な配布の仕方をお願いしたいと思いますが、そういうことでのしっかりとした障害者の方のお手伝いのための配布の仕方を考えていただきたいと思います。

そして、このヘルプマークは、東京あたりで出しているヘルプマークは、何か人工、合皮みたいなヘルプマークだったと思いますが、もし紙ベースか何かであれば、カバーか何かをちょっとつけていただいて入れていただくと半永久的に使われると思いますので、そういう配慮はできないかどうか、これもつけ加えて質問とします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 梶原福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） ここに福岡県が発行しておりますヘルプカードをちょっと持ってきております。

これは、ことしの4月に——福岡県は、先ほど市長の説明にもございましたけど、平成28年1月に福岡県で全国で2番目につくりまして、ことしの4月にちょっとデザインとかサイズの変更がっております。裏面に、私が手伝ってほしいこととして御自分なり御家族なりで記載をしていただくという、そういうカードなんですけれども、こちらについて、やはり御指摘のとおり、これ、紙ベースですので、やはりケースにちょっと入れるとか、それについては検討をしていきたいと思っております。あわせて、やはり現在、障害者福祉協会とかも通じて、これの周知を行って、事務所に置いておりますが、やはり住民の方が、これが何なのかというのが、やっぱりきちっとわかっていただかないと、提示されても何だろうかということになりますので、そのあたりは、きっちり今後さらに周知を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） ありがとうございます。

先ほど所長の言われるように、住民の方が何かということがわからなければ提示しても同じでございますので、しっかり周知をしていただき、ヘルプマークで障害者の方が本当に生き生きと生活をしていかれるようであれば、しっかり、大切なものでありますので、周知しながら皆様に広めていただきたいと思います。そして、先ほど申しましたように紙ベースだということでもありますので、カバーをよかったら、ぜひお願いしたいと思います。半永久的に使っていくと思っておりますので、ぜひぜひ障害者の方に思いをはせる意味でカバーをお願いしたいと思います。そういうことで前向きにさせていただいておりますので、先ほど申しました、ちょっと足りない部分を注意、目を向けていただき、前に進めていただきたいと思います。

これでヘルプマークの質問を終わりたいと思っております。

それでは、4つ目です。うきは市フロント設置についてでございます。

フロントとは、新聞では1面、社会では最前線、最初の窓口ということ、ホテルでは正面玄関、企業では代表者、いろんな意味がございます。

まず、1つ目、集客、活性化につながる観光情報や宿泊、短期滞在型住宅、定住住宅及びお食事案内等を行う、うきは市フロント——結局、フロントと申しますが、総合案内ですね、を町並みに設置したら定住促進への広がりにもつながるのではないかと思います、どうかという質問でございます。ネット御案内とダブルで顔の見える力強い案内をしていきたいと思います。

フロントは、うきはの顔ということで掲げたわけでございますが、市長の申します、浮羽まるごと博物館は、私はエコミュージアムと思っております。そのエコミュージアムを顔の見えるフロントで営業し、御案内を目指してはどうかということです。やはり顔の見える営業というのは確実に実績につながります。宿泊、旅行の宿泊者、それからシェアハウス、一時滞在、お部屋を借る、短期滞在型住宅、定住住宅等もありますが、小塩ではキャンプ場もございます。また、御案内するところは、つづら山荘、民宿版は日森園山荘とか小塩の灯り、ポサーダは今、宿泊はできませんが、これも将来的には宿泊等につなげていくだろうと思っております。

また、居蔵の館、鏡田屋敷は、昨年ですかね、ことしの初めですか、厨房をしっかりと整備いたしております。これもシェアハウス等で活躍していくのではなかろうかという私の想定でございますが、行政のほうからは何も聞いておりません。調音の滝、先ほど言いました小塩のキャンプ場、吉井温泉、筑後川温泉、食事処、道の駅、耳納の里と、いろんなものが、うきはには本当に恵まれた地形の中で、いろんなものが、紹介していくものがたくさんございます。

広く、うきは市を知っていただくこと、お客様の御希望にあわせてすぐの対応の御案内、フロントを設置すると、より以上の活気ある市になると思っております。実績も上がると思っておりますが、どうでしょうか。近日の情報では、U-B i Cの頑張りと思っておりますが、若者の起業、プチ起業が吉井町の中にできるという情報も得ました。まだできてはおりませんが、できる予定とか、うきはのフルーツ生ジュースの店、アイスクリームの店、フランス料理の店、こういうプチ起業もできるということも聞きましたので、いろんなものを御紹介していく中にフロント設置はいかがでしょうかという質問です。

1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市フロント設置について、観光情報など総合的な案内所を町並みに設置したらどうかという御質問でありました。

議員御提案のように、域外からの来訪者に対し、顔の見える案内所としてのワンストップで対応を行う、まさに、うきは市のフロント機能を強化していくことは、交流人口及び定住人口の増加策として重要であると、このように考えております。

その上で、現状を整理しますと、現在、来訪者へ観光情報をワンストップで発信する拠点として、吉井地区では観光会館「土蔵」、浮羽地区では道の駅の観光総合案内所及び「ウキハコ」があり、移住相談の窓口情報を含めた各種情報の提供を行っているところであります。特に吉井の町並みにある観光会館「土蔵」は、平成29年度地方創生拠点整備交付金を活用して、議員御提案の総合案内機能の充実とあわせて、トイレ等の整備、レンタサイクル等による周遊観光ができる設備、機能の充実を図ったところで、おかげさまで、現在、多くの方に利用をいただいている

ところであります。

こうした情報拠点の整備に加え、今後、民間主体の力を活用し、域外から人や仕事を呼び込む環境整備を図っていきたいと考えており、このような官民協働の取り組みの中で、外からの目線で案内機能の整備を行っていくことが重要であると考えております。

まず、地方創生推進交付金を活用し、吉井地区の市有施設において域外企業のお試しワークが実施できるよう、サテライトワーク拠点の整備を計画しているところであります。さらに、宿泊施設を初めとした、町なかに不足している機能の強化策として、今年度より、町並み再生事業として、外部専門家を招き、吉井地区の伝統的建造物群保存地区の空き家等遊休施設の活用を通じたエリア全体の魅力向上のため、建物の現状把握や推進組織の設置に向けた検討を開始したところであります。このような取り組みの中で、既存の施設を活用しながら各種情報発信機能を高めることで、来訪者の満足度の高い、うきは市フロント機能の強化を検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 2回目です。

今現在フロントとして、私の把握の中には、先ほどから市長が言われますように、西のほうでは、観光ですね——白壁の観光ですね、弥吉酒屋さんの前の。それから、浮羽町の東のほうでは、「ウキハコ」がフロントとしてやってあるのかなと思いますけど、もっともっと力強くフロント案内をしていかないと、やっていけないのではないかと思います。よその市も、しっかり頑張っておりますのでですね。

結局、今はネット案内がありますとか「ウキハコ」をつくっておりますとかいっても、本当に人が動かなくては全然結果は出ないわけでございます。それで、大きなイベント、町並みのイベントのときには、町並みのほうに出張フロントでもつくって、すぐに対応、例えば、きょう泊まりたいと思ったら、すぐその場から連絡して確保してあげる。こういう食事をしたと言ったら、そこに連絡して、ぱっと、そのあきがあるかどうかを見てあげるとか、そのくらいのやっぱりサービスをしていかないと、私も、いろんなイベントのときに街角に立ちますけれども、しっかりとカタログ冊子、いろんなものをお客様は観光協会のところでいただいて、もう手からこぼれ落ちるように、ああいう冊子は持っております。

ところが、鏡田屋敷とか居蔵の館とか、いろんなとこをうろうろしてあるので、この先、行きますと、こういうものがありますよと言われ、ああ、そうですかというような言葉ばかりです。吉井の町並みだけでも。それで、非常に頑張っているものを企業もつくっているにしても、それだけ知られてないんですね。

市は、そういうカタログ、それから紹介の紙ベースをつくれれば、もう紹介したと思っているわ

けですね。それは段階の1つであって、それから先が大事なんです。活性化とか人を動かすためには、そこに力を入れないと絶対よくなりません。もう、どんなにITの時代であっても、人が動いて人を動かす、そして顔を見て案内する、顔を見て紹介する、これが一番大事です。これをしていかないと、どんなに費用をかけて、外部から来ていただいたり、いい冊子をつくっても全く響きません、はい。だから、してから、今からが本当に力を発揮して結果を出さなければいけない。私は、それをきょうは訴えたいと思っておりました。結果は絶対出ません。そういうのをつくっただけ、設置しただけでは。そこにやっぱり、ちょっと気のきいた方を準備して、と実績どんどん上がっていきます。そういうことをしていただきたいわけで、これは普通の企業でも同じです。

それで、今から、うきは市が生き残るか生き残らないかは、そこだろうと思っております。それで、顔を見るフロント案内、それを力強くやっていただきたい。今あるのは知っているわけです、私も。それではだめだから言っているわけですね、はい。それで、そういうところをしっかり力強くアピールしてもらいたいということと、今、若い人が頑張ろうとしているプチ起業にしても何にしても、数倍数倍伸びていきます。ただ開いただけではだめなんです。そして、やってみせるわけです、こういうふうにするということ。ともう、それがもう見る見る動いていきます、渦を巻くように。そこをわかっていただきたいと思います。ぜひ、もう一度検討していただきたいと思いますが、よろしく願います。最後の答弁をいただいて、次に移りたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 議員より、いろいろ御指摘いただきまして、どうもありがとうございます。

「ウキハコ」、「土蔵」、そういったものについて、いろいろと御説明させていただきましたが、まさに顔の見える案内というか、攻めの営業といいますか、そういった機能を強化していくことが大事だというふうにご考えておきまして、「ウキハコ」におきましては、コンシェルジュということで職員を配置しまして、これは道の駅と、うきは市の地域おこし協力隊と連携しまして、そういった人間を必ず1名在籍させまして、議員おっしゃったような宿泊の情報も含め、そういう定住の情報も含めて、オールうきはの観光情報の提供を行っているところでございます。

また、そのコンシェルジュにしても、なかなか育成が大事だというふうにご考えておきまして、週に1回、「ウキハコ」の場合はですけれども、会合を開きまして、今こういうニーズが非常に多いようだとか、宿泊の情報を、が多いとかですね、そういった情報の共有を常に図っております。

して、また、道の駅のほうにも非常に果物に詳しいスタッフがおりますので、今お勧めの果物の情報とか、そういったものについて、週1回、必ず会議を行っているところでございます。

また、「土蔵」につきましても、こちらは観光協会さんに運営をお願いしておるわけですが、必ず1名そういったスタッフを置きまして、こちらのほうも、御存じのとおり、ブランド推進課の中にブランド戦略係の中に観光協会が入居しておりますもので、旬の情報といえますか、「ウキハコ」で今、発信している情報を、かなり連携をとりまして、タイムリーに発信できるように、観光情報等の発信をしておるところでございます。そういった、まずは「ウキハコ」、「土蔵」といった、また、道の駅の観光情報案内所もありますが、そういったところを活用しまして、お客様が何を望まれているのかという声を拾っていきたいと考えております。

また、外部の専門家の話を差し上げたのも、今後、外部の専門家に、どこの吉井の施設——吉井を歩いていただきますと、非常に宿泊に適したところがたくさんあるんじゃないかという声をいただいております。市の思いとしましては、こういったものがどんどん宿泊施設等に民間主体の力を活用しましてなっていくことによりまして、その宿泊を運営されている方からまた、うきはの魅力というのを外部に発信できるのではないかというふうに考えておりますので、こちらのほうの動きにも力を入れたいと考えております。

また、U-B i C、こちらもおかげさまで非常に情報発信、何というんですか、来訪者が少しずつふえてきております。特に昨年11月に設置しましたハローワークの機能を強化したことにより、ほとんど、常に誰か来訪しているような状況がございますので、こういったところも通じまして、U-B i Cが移住、起業、先ほど議員がおっしゃいました、若者を初めとしました起業の情報、あるいは移住、起業——就業ですね、そういったワンストップ拠点として機能できるように、日々発信を、発信力を強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 時間がもう少しありますので、副市長からの御意見を——今の何ですか、フロントについて御意見を一言お願いしたいと思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 私も、いろんなところの観光地に参りますけれども、やはり行き届いたところの観光地というのは回りやすいというのは、議員がおっしゃるとおりでございます。自分の知りたいところに知りたい情報があるというのは、確かにおっしゃるとおりでございます。

うきは市におきましても、いろんなところにパンフレットを置いておりますけれども、パンフレットを置くだけではだめじゃないかということで、今後も、いろんなところの例えば、食事処であるとか宿泊施設、主に温泉になりますけれども、そういうところでも自分のところのPRだ

けではなくて、近くだったら、こういうところがありますよとか、何か、どんなところが御興味ですかとか、そういったことを積極的に話しかけることによって、コミュニケーションによって御案内ができる。そうすると、また行ってみたいなというような、そういう町全体で雰囲気をつくっていったらいいかなと思っております。当面は、今、うきはブランド推進課長が言いましたように、今ある施設をまずは十分活用して、それからできるところをそういった形でふやしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） しっかりとわかっていらっしゃるので安心をいたしました。ぜひ前向きに、活性化に前向きに力強く、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、5番目、うきは市イメージドイリーについてでございます。

市を活性化させるためには物語から始まると思っておりますが、市の公式式典や講演会等で、うきは市のイメージドイリー、うきは染め——生葉という地名がありますが、生葉染めを作成し、使用したらどうかという質問です。来場者に市のイメージカラーを強くアピールでき、印象が効果的で大きいと考えるが、どうでしょうかという質問でございます。

浮羽まるごと博物館をカラーで表現するという意味での質問でございますが、うきは——もちろん田主丸のほうですが、もあります、生葉染めというのが盛んであります。昔で言う、藍染めでございますね。そういうのがありますが、市のイメージカラーで、そういうイメージカラーをつくってもいいのではないかという思いでございます。そういうことで、ドイリーをつくったらどうかと。

昔からの、うきはのカラーというのは、どの本にも出ておりませんので、うきは市のカラーを今からつくるとすれば、円形劇場が出ました、古墳が出ました、フルーツがございます、市長の言われるテロワールがあります、うきはは大自然のこの博物館でありますというようなものを示すカラーにしていったらいいと思います。お茶も有名です。柿も有名です。こういうことも兼ね合わせながらのドイリーの色としたらいいのではなからうかと思ひます。

私が今回の質問に当たっては、前から思っておりますが、今回ここにも局長でおられますが、那覇のほうに出張した際、視察講演の折に那覇の会場でトロピカルなカラーのドイリーが花瓶の下に敷いておりました。とても印象的で忘れられず、本当に地域をイメージするカラーだなと感動したわけです。布は、どういう布だったか、本当に、そこの布の質まではわかりませんでした、本当にいいものを見ました。こういうことで、皆さんが前を向いている中で、あれを下に敷いているだけで、うきは市のカラーがイメージできる、あれをちょいちょい思い出す。もう私は何十回も沖縄を思い出しましたが、あれ1つで前に、お花の下に敷いているだけで思い出す。こ

れは効果的だなということをしっかり思いました。

それで、うきは市内よりの来客者、講演会がありますので、うきは染め、ドイリーを制作し、うきはのイメージを濃く持っていただけるようにしたらという、思う提案でございます。いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市イメージドイリーについて、市のイメージドイリー、生葉染めを作成してイメージカラーを強くアピールしてはという御提案であります。御提案の趣旨は、うきは市のイメージ戦略についてのことかと思われま。

現在、市では、うきは市全体をブランド化することを進めていく方針であり、原風景が残る自然や歴史、水と緑、白壁、フルーツなど、市を代表するような観光資源を中心に観光戦略に取り組んでいるところであります。平成27年から進めております、うきはテロワールについては、市の地質、地形、土壌、気候など7つの要素がフルーツなど農作物の栽培に適しているとの分析結果をもとに、フルーツ、歴史、野菜、フルーツカレンダーのパンフレット等を作成し、情報発信に努めています。また、テロワールのロゴ等を作成し、バッジや手提げ袋、名刺、冊子等にロゴマークを印刷し、市のイメージ戦略としてのブランド化を進めているところであります。

6月の一般質問でも御報告しましたように、平成30年度に観光協会、商工会、JAにじ、筑後川温泉組合、浮羽森林組合、うきはレインボーファーム、うきはの里株式会社並びに、うきは市をメンバーとする、オールうきは観光戦略会議を立ち上げております。毎月、課題の検討や情報発信等を行っておりますので、議員提案のドイリーにつきましては、うきは市のPR戦略の貴重な御提案として受けとめさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 2回目です。

このドイリーにつきましては、昔から、うきはのカラーとしては、藍染めが中心であったと思います。山辺には紺屋がところどころにあり、藍の木で藍染めというのがありましたけど、ドイリーが藍になると華やかさがちょっと欠けると思いますので、本当の草木染めみたいなカラーにして、少し花瓶の下に大きく敷くわけですから、そういうことを考え合わせながらつくっていったら効果があると思います。しっかり物語の中にカラーというのを入れてアピールしていただくのは非常に効果的だと思いますので、ぜひ、その話し合いの中で一度検討していただきたいと思っております。しっかりと皆さんの多くの方の考えの中で進んでいただくと、すてきな色合いも出てくるかと思っておりますので、ぜひぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

市の活性化には物語でアピールするということがとても大事なことです。そのためには、市のカラーは絶対必要です。印象深くが大事なことだと思っております。誰も知らない、うきは市の

カラー、今から半永久的に続くカラーとして生み出せばよいのではないかと考えておりますので、ぜひ前向きに御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

少し時間が残りましたが、これで私の質問を終わります。

この1回目のフックですね、フックは、このような感じで、ちょっと突き出ておりますので、ぜいたくを言うわけでもありません。子供たちが置きやすく安全であればいいと思いますので、ぜひ、このことを、前に突き出ておりますので、しっかり心配したわけです。どうぞよろしくお願ひしておきます。全体的に危険のことには前向きに考えていただき、いい提案はまた審議をしますということでもありますので、ここで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（**櫛川 正男君**） これで、11番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（**櫛川 正男君**） ここで暫時休憩とします。11時5分より再開します。

午前10時50分休憩

午前11時05分再開

○議長（**櫛川 正男君**） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、4番、野鶴修議員の発言を許可します。4番、野鶴修議員。

○議員（**4番 野鶴 修君**） 議長の許可をいただきましたので、通告書にのっとり、私のほうから大きく2点について御質問したいと思います。私個人といたしましても、今回、議員になって初めての一般質問でありますので、自分の意見がうまく市長を初め執行部の皆さん方に伝わるか大変不安でありますけど、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず初めに、三春工業団地と大分自動車道杷木インターを結ぶアクセス道路についてであります。

この件につきましては、市長も御承知のとおり、三春工業団地では平成28年よりROKI福岡が操業を開始し、本年8月より、うれしいことに森永食研株式会社も操業が開始されております。この三春工業団地に企業を誘致する中におきまして、交通条件面からすれば、大分自動車道高速の杷木インターまで10分もあれば行けるといところが大きな売りではなかったかと思っております。現在、三春工業団地と高速道杷木インターを結ぶアクセス道路につきましては、県道保木吉井線より大石高見交差点を経て県道八女香春線を通じて行く路線しかありません。

この件につきましては、平成27年6月議会において、前の諫山議員が一度、一般質問をしております。その際、この県道保木吉井線にかわるアクセス道路として、市道下の川荒瀬線の改良工事ができないものかということをお尋ねしております。

皆さん御承知のとおり、県道保木吉井線は、道路幅も狭く、さらには大石高見の交差点では右折が非常にできにくい状態の道路でありますので、この市道下の川荒瀬線を早急に改良してほしいとの一般質問でありました。その当時の市長の答弁の中におきましては、平成24年の北部九州豪雨の災害復旧がまず一番であるということ、大石高見交差点のロータリー化計画も県と協議中であること、さらには寿橋との県道八女香春線の取り付け道路等のことなどにより、平成27年、現段階では、この件については難しいので、今後、検討させてほしいという答弁がなされております。

私としても、本来であれば、企業を誘致する以前にこうした重要なアクセス道路等のインフラ整備は完了しておくべきかと思いますが、今現在、既に誘致ができておりますので、これらのインフラ整備を早急に行うべきではないかと思っております。

現在、三春工業団地では、先ほど言いましたように、ROKI福岡、九州イノアック、森永食研と3社の優良企業が操業されております。また、この3社のうち、ROKI福岡にしても森永食研にいたしましても、第2工場を建設する用地も既に確保しています。こういったところにつきましては、今後のさらなる拡張が期待される企業であると言えるかと思っております。

また、森永食研株式会社の北側には、まだ三春工業団地の企業誘致用地として1.2ヘクタール程度売れ残っておりますし、やはりこれらのことを考えると、将来においてますます県道保木吉井線の通行量は増大し、なおかつ大型車両の通行量がふえてくることは必至であるかと思っております。

お手元のほうに配付しております資料ということで、現在の県道保木吉井線の現況であります。大型車が通行する際には、歩行者がいない場合でも中央線を大きく越えて通行しているという状況であります。くしくも、この道路は通学路でもあります。この状況で自転車や対向車がいたらどのような状態であるかということが想像できるのではないかと思っております。

平成24年度に、市道下の川荒瀬線につきましては、294万円の設計費を使って調査設計を行っているということも聞いております。そのような準備ができていいるなら、ROKI福岡、さらには森永食研株式会社の操業が開始された今こそ、県道保木吉井線にかわる杷木インターまでのアクセス道路を整備することが緊急かつ重要な課題であると考えますが、市長の見解をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、三春工業団地と大分自動車道杷木インターを結ぶアクセス道路について御質問をいただきました。

三春工業団地は、平成28年度に株式会社ROKI福岡、平成30年度から森永食研株式会社が操業を開始しております。また、株式会社九州イノアックにつきましては、45年前に九州エ

ム・テー・ピーとして操業が開始され、平成2年に社名変更され現在に至っているところであります。

この三春工業団地から高速道路及び国道210号バイパスを利用するアクセス道路は、主要地方道八女香春線高見交差点を通過しますが、この交差点は三現示信号のため慢性的な交通渋滞が発生しております。このような状況を踏まえ、地元より交通渋滞の解消と通学路における児童の安全確保を図るため、交差点改良の強い要望が出されていたところであります。

その後、福岡県と交差点改良の協議を重ね、また平成25年10月より地元説明会を開催するなどして調整をした結果、福岡県より、信号のないロータリー式交差点として平成27年度より予算化し事業に取り組んでいただいているところであります。

現在、用地交渉、建物移転に伴う交渉が行われており、数件の契約が完了しております。市といたしましては、まず、この高見交差点の工事完成を優先してまいりたいと考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 前回の平成27年に諫山市議のほうがお尋ねしたときも、同じような回答であったというふうに議事録のほうから見ると考えられます。確かに大石交差点の——大石三差路というふうに通常呼んでおりますけど、こちらのほうの改良というのは、これはやっぱり地元も希望しておりますし、やらなければならないというふうに考えております。

ただ、この大石交差点につきましては、先ほど市長の答弁にもありましたように、慢性的な渋滞、渋滞緩和というのが一番大きな目的になるのではないかなというふうに私は感じるところであります。

先ほど、県道保木吉井線の実態の写真をお手元のほうにお見せしたかと思っておりますけど、県道保木吉井線、非常にやっぱり道路が狭くて、もう大型が通ると本当、中央線をはみ出して通っております。対向車等については、もう、よけなければならないというふうな非常に厳しい道路であります。一番地元が望んでおりますのは、やっぱりこの大石交差点の改良だけじゃなくて、全面的に道路改良が一番要望するところでありまして、非常に家も建ち込んでおりますし、これを全部改良するとなると、これから先、何年後かかるかというのが非常に想像できないところであります。

そういった意味からいたしましても、平成24年度に、やっぱり三春工業団地を活性化させるために、この市道下の川荒瀬線についての調査設計も行っておるといふことであれば、まずやっぱり、そちらのほうの安全性を確保するために、アクセス道路をつけかえるアクセス道路を検討すべきではないかというふうに考えますが、再度その辺について市長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 重ねての回答で恐縮でございますが、まずは高見交差点、全国でも珍しいラウンドアバウト——信号機のない円形交差点の整備を福岡県が、今、力を入れて進めていただいていますので、その状況を見守ってまた考えていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 私は、大石高見の交差点が改良されるということについては非常に歓迎いたします。ただ、個人的な見解から言わせていただければ、果たしてロータリー化ということで、今、県のほうで、もう既に走っておるということでもありますので、今さら反対ということはできないかと思いますが、地元が望んでいるのは、あそこは右折が非常にしにくいということで、右折車線ができればよかったのではないかなという気がいたします。

今、テレビ等でいろいろ報道されておりますけれど、聞くところによると全国で1日1件、逆走というのが発生しておると。このロータリー化についても、非常に私自身も不安なんですけど、あそこがロータリー化されて信号がなくなったときに果たしてうまく通行できるんだろうかと、そういう不安も抱えておりますし、これからますます、うきは市の人口的にも高齢化していく中において、果たしてそういう信号のない交差点というのが非常に安全性が高いんだろうかという、そういった不安も個人的には抱えているわけであります。

やっぱりそれを待って、そこが解消されたから、じゃあこの道路問題が解消されるのかというと、ますますもう大型車の通行量はふえていきます。やっぱりそういった意味においては、県道保木吉井線にかわる道路、やっぱりこれを早急に並行してやっていくことのほうが私は大事なんではないかなというふうに考えております。

確かに市長といたしまして、国・県等に対してのいろいろ協議してきた経過ということで、顔もあるかとは思いますが、それよりもやっぱり市民の安全性、そういった部分からいきますと、この大石高見交差点の改良ということもありますけど、やっぱりそれにかわるアクセス道路も並行して進めていくべきではないかと思っております。

もしよければ、その辺についてももう一度答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど議員からは、右折レーンのみでよかったのではないかという御指摘がありました。御承知のように、あそこは通学路になっておりまして、児童の安全確保も大きな課題で、地元の方と何回も何回も議論をして、最終的にラウンドアバウトという信号機のない円形交差点というふうに合意ができたことについては、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。そういう大きな事業を見据えながら、しっかり適切に対処していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（４番 野鶴 修君） 何度も繰り返しのようになるとは思いますけど、実は平成２７年に諫山市議のほうで質問された際に、じゃあ、いつからできるのかということ、再三、議事録のほうを見ますと聞いております。今ここでいつということではできないかと思いますが、今の市長の答弁の内容を聞いておりますと、このロータリー化ができないことには市道についてのアクセス道路等についても全く着工しないような感じを受けたわけでございます。

やっぱり、そういったこのロータリー化が、じゃあ実際いつできるのか。これから先、まだあそこを用地交渉して工事をするとなってくると、また向こう５年、１０年かかるのではないかと、そういう不安もあります。そういったことを考えると、やっぱり、まずはこの県道保木吉井線にかわるアクセス道路、こちらのほうも平成２４年に設計をして、もう既に６年間経過しております。この６年間の間に全く手がつけられていないというのは、いかがなものかと思ひますし、今回、森永食研等も進出してきて操業を開始したということであれば、ますます通行量がふえることも目に見えてわかっておりますので、こちらのほうの検討も早急をお願いしたいと思ひます。いま一度、もう一度この点についてお願いしたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから、高見交差点改良、ラウンドアバウトの話をさせていただいていますが、そういう対応と同時に、議員御提案のこの市道下の川荒瀬線を抜本的に改修することになりますと、相当の財政負担が伴うものであります。現状の厳しい財政事情の中で、どうバランスをとって市道の道路整備をどう図っていくかということも、市全体の市道整備の状況と勘案しながら考えていかななくてはならない課題でありますので、そういうことを総合的に判断して適切に対処していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（４番 野鶴 修君） 確かに市道下の川荒瀬線、これを全面的に一度に改良するということになると、相当の財政負担になるかと思ひます。ただ、今、三春工業団地につきましては、進入口、県道保木吉井線から進入口もありまして、堤防のほうに広い道路もできておりますので、まずはそちらのほうの改良なり一部改良していくというふうなことからも検討していただきたいというふうに思っております。

やっぱり高見交差点、一番、県道保木吉井線につきましては、浮羽観光というところがありますけど、あそこから高見交差点、この間が非常にやっぱり道路が狭くて危険であるという状況です。そのほかの道路につきましては、歩道もついておりますし、一定程度安全性が保たれていると思ひますので、まずはこの三春工業団地から県道八女香春線に抜けるその間だけでも検討をお願いしたいというふうに考えますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の強い御指摘ということで受けとめさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） そういうことで、ぜひとも高見の交差点の改良工事もあるかと思
いますけど、あわせて、やっぱりこちらのほうも十分地元のほうの意見を聞きながら進めていっ
ていただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、1点目につきましては、以上で質問を終わりたいと思います。

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。中山間地の農業振興の問題でありますけど、
この問題につきましては、私が選挙に立候補する際に立てた公約の1つでもありまして、うきは
市の未来にとりまして非常に重要な課題として位置づけているということを前もってお伝えした
いと思います。

なお、(1) (2) (3) というふうに分けてありますけど、この分につきましては関連性は
ございますけど、一つ一つが非常に重要な問題でありますので、一度に質問して一度に答弁され
るとちょっとわからなくなるかと思しますので、項目を切って答弁をお願ひしたいと思います。

まず、(1) の関係でございます。御承知のとおり、今や農業の担い手不足というのは、平た
ん部においても深刻な問題となっております。うきは市の平たん部においては、圃場整備が実施
されている関係で、法人化の営農組織が4組織、集落営農組合が9組織ほど設立されておしまし
て、これら営農組合を中心として農地を集約し、農業を継続しているというのが現状であるかと
思います。

ただ、この営農組合も、中山間地域の営農となりますと、中山間地においてはやはり圃場の区
画が狭く形状もいびつである、また圃場への進入口が狭いと。こういったことなどから、大型の
農機具が導入できないなどの理由で誰も引受手がないというのが実情であります。今では、採算
の合わない圃場の買い手はいないというのが現状です。現在、中山間地におきましては、うきは
市の中山間で営農組合が組織されている地区については、小塩のホタルの里営農組合、新川の内
ヶ原営農組合、妹川の持木営農組合の3地区であります。

ここではまだ地域の協力で何とか圃場を守り、営農努力がなされておりますけど、その他の地
区については個人任せという状況になっております。その個人任せという状況の中で、中山間地
域の人口減少や高齢化はますます増加しております。2016年の調査では——平成28年にな
りますけど、妹川地区が人口486人、高齢化率が36.2%、新川地区が人口305人、高
齢化率47.5%、田籠地区が人口148人、高齢化率38.5%、小塩地区が人口646人、高
齢化率が42.1%と、こういった数字になっております。平均でも高齢化率は42%を超える
という、こういった状況になっております。

これらの人たちが、あと何年、農業ができるかということでもあります。中山間地の3つの営農組合におきましても、例えば小塩地区のホテルの里営農組合の話聞けば、一番若い人でも50代半ばを超えている状況であります。そういった人たちが幾ら頑張っても、あと10年だろうというふうに言われておりました。こうしたことが現実的に迫っているという中におきまして、市としては今後どのようにこの中山間地域の農業を守っていくのか、市長の見解をお願いしたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 再質問が一問一答でございますので、最初は一括で。

○議員（4番 野鶴 修君） はい、わかりました。

それでは、（2）ということで、うきはレインボーファームの件であります。

平成27年度に、うきは市とJAにじの出資により、うきはレインボーファームが設立をされました。このレインボーファームにおきましては、新規就農者の育成、地域農業の担い手の経営支援、中山間地域の営農支援、荒廃農地の改善など、直面する農業の課題に取り組むことになっていったと思っております。

しかしながら現状を見ると、設立はしたものの何の支援もない中、うきはレインボーファームは、運営資金となるトマトの生産、出荷に追われ、先ほど述べたような大きな目的を果たす営農生産組織としての役割というのは、若干頑張っている部分もございますけど本当に機能してないように思われます。こういったところを含めて、市としてはそのための運営に係る財政補助、人的支援等について今後どのように考えているのか、そちらのほうの見解もお聞かせいただきたいと思っております。

あわせて、（3）のほうの関係でございます。中山間地の荒廃農地が拡大する中、農地として守っていく場所と山林等への転用を認める場所等への線引きが必要な時期だと思うがということで、市としての見解をお伺いいたします。

以上、3点についてお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、中山間地域における農業の振興について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、中山間地域の農業を守るための施策についての御質問であります。中山間地域であります姫治地域の人口は、平成30年3月では1,436人、高齢化率45.1%となっております。10年前の平成20年3月の人口は2,048人、高齢化率35.3%であり、この10年間で612名の減少、そして高齢化率は9.8%増加をし、深刻な過疎化が進んでいる状況であります。

人口減少と比較して農業従事者の減少も進行しております。農業は、従事者の確保が最も重要

であり、農家が営農意欲を持ち、所得を向上させていくことが必要であります。このために、次のことを重点課題として取り組みを進めております。

1つ目は、中山間地で栽培可能な作物の検討であります。このことは、耕作放棄地対策とも関連することではありますが、現在、JAにじ、久留米普及指導センターとも連携して、労力は余り必要とせず、成園となれば種や搾汁液が活用できる作物の検討をしているところであります。また、既存作物については、有害鳥獣からの被害を防止して、収穫増、所得の確保が図られるよう、被害防止力の向上に取り組んでおります。さらに、水田裏作の作物につきましても、労力や経費を考慮した作物の取り組みを進めていくこととしております。これらの結果を踏まえ、今後、地域の農家等に提案し、推進していこうと考えております。

2つ目は、有害鳥獣による被害防止の推進であります。苦勞して栽培した作物が一夜にして被害に遭えば、営農意欲が低下するのは当然かもしれません。市としましては、現在、国庫補助事業や市単独事業を活用して被害防止に取り組んでいるところでありますが、今後も引き続き被害防止に取り組んでいきます。また、有害鳥獣駆除班による捕獲活動に加え、わな猟免許の取得推進を図って捕獲従事者の育成を進め、地域ぐるみで個体数の削減に取り組んでいきます。

3つ目は、農業担い手の確保であります。このことは早急にできることではありませんが、新規就農者の育成・確保、企業による農業への参入、営農組織の法人化を推進していきます。今後、市、JAにじ、久留米普及指導センター、そして地域とが連携し、中山間地農業の振興に努めてまいりたいと思います。

2点目が、うきはレインボーファーム事業への支援についての御質問であります。株式会社うきはレインボーファームの取り組み課題としては、新規就農者の確保、育成支援、そして中山間地域の農業振興支援等があり、トマト生産による収益のほか、地方創生推進交付金を財源として取り組みを進めております。しかしながら昨年度の決算では、トマトの出荷量が冬場の天候不順により落ち込み、収入減となるなど、将来にわたる事業の推進を考えますと大変厳しい運営となっております。

このようなことから、現在、JAにじ、久留米普及指導センター、株式会社レインボーファーム及びうきは市において、経営検討会を設置して検討を行っているところであります。引き続き、経費節減に努めていくとともに、中長期を展望して業務体制の見直し、効率的な事業の推進を図っていくとともに、平成32年度で終了する地方創生推進交付金後も、設置目的を達成できるよう努めてまいりたいと思います。

3点目が、中山間地の荒廃農地が拡大する中、農地として守る場所と山林等への転用を進める場所との線引きが必要ではないかとの御質問であります。中山間地域の荒廃農地の現状は、市全体の荒廃農地面積の約65%を占め、約226ヘクタールとなっております。このことは、先

ほど述べましたように、農業担い手の高齢化・減少や有害鳥獣による被害増加、農作物価格の低迷等が主な要因によるものと考えられます。

議員御指摘のとおり、中山間地域における生産性の低い農地や鳥獣被害の多い農地等については、将来、山林等への転用を進めるよう仕分けを図る必要があると、このように思っております。ただ、現状では、農地法等により農地の山林転用や農業振興地域の除外手続について、なかなか許可を得られないこともあり、容易に進めることができません。このようなことから、中山間地の地理的条件など状況も踏まえて、法の見直しを国や県に要望していきたいと考えております。また、中山間地の農地の仕分けにつきましては、農業振興地域整備計画の見直し等も見据えて、地域とも協議しながら進めていきたいと考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） まず、第1点の中山間地域の農業に対する施策ですけど、先ほど市長の答弁にもありましたように、10年間で612名、人口も減ってきておると。本当、中山間地域については限界集落と呼べるような箇所が多々あるんじゃないかなろうかというふうな気がいたしております。

その政策の中に、中山間地域で栽培可能な作物の検討というふうなところが先ほど答弁の中でありましたけど、実は聞くところによりますと、今、JAにじ等でも、アーモンドが非常にいいんじゃないかというふうな話を、私も個人的にそういった話を聞いております。このアーモンドにつきましては、桃科というところでありまして、濃いピンクの花が咲いて、非常にきれいであります。実際、うきはの芝尾というか、大野原のほうになるかと思いますが、そちらのほうでアーモンドが今、栽培されております。景観的にも非常にいいし、アーモンドでありますので、外側の果実じゃなくて種、要するに実のほうになるから、そういった被害等も、ズトオシとかいような虫が出るかとは思いますが、割と手入れがしやすいんじゃないかなろうか。こういった部分の話も聞いておりますので、当然そういった会議の中でもこの問題は出ているかと思いますが、ぜひともこういった問題について具体的に検討していただきたいというふうに思っております。

実は、私も以前、担当しておったときに、そういった栽培としてオリーブとかツバキ油、こういった関係をやっておりますけど、なかなかこちらのほうも思うように進んでないというのが現状でありますので、そういった新たな作物としてアーモンドとかいうのを検討したらいかがかなというふうに思っております。

それと、農業担い手の確保とか営農組織の法人化ということが出ておりました。この営農組織の法人化等につきましては、やっぱり平たん部であれば一定程度農地の集約も可能でありますし、大型機械の導入、そういったことも含めて、平たん部であればこういった法人化というのは可能

かと思えます。しかしながら、中山間地においては、誰もこういった、要するに採算のとれないような農地を管理していくということは、もうやらないというのが、もういろんな営農組合の代表者とも話をしましても、そういったことは出てきません。

そういったことのために、うきはレインボーファームというのをJAにじと、うきは市のほうで出資して、こういった法人化が個人ができない分を市と農協が出資したこのうきはレインボーに肩がわりしてやってもらおうではないかというふうなことで検討されたのではないかなというふうに、私はそういうふうに思っております。

先ほど、うきはレインボーファームにつきましては、トマト生産の収益と地方創生交付金、これを使っておるというところでありまして、先ほど答弁の中にもちょっとありましたように、トマト生産の収益、これが非常に厳しい。まして、この生産の収益を上げるためには、そちらのほうに手が要って、現実的にトマトの生産・出荷に追われて、全くほかのところに手がつけられないと。非常に人的支援も全く少ないわけでありまして。そういったところで、やっぱり市のほうで何らかの形で財政補助とか人的補助をする必要があるのではなかろうかなというふうに感じております。

市長も御存じかと思えますけど、鹿児島県の志布志市、こちらのほうには志布志市農業公社というのが設立されております。こちらのほうにつきましては、うちの場合はトマトの園芸作物ということでやっておりますけど、この志布志市のほうはピーマンの施設園芸と。ここの中で積極的に、やっぱり同じように就農希望者を募りながら農業就農者の育成を図るとともに、農作業の受委託、機械の貸し付け、こういったものをもって地域農業を支えているということでありまして。

この志布志市の農業公社、ここは毎年の運営資金ということで、当然、事業収入——ここでピーマンを販売しながら年間何億円という事業収入もあっておるんですけど、やっぱり支出のほう大きいと。というのは、人が当然やらないようなところの農作業の受委託を行っておるということですので、この事業収入と支出の差額、年間約4,000万円から5,000万円、これが市とJAのほうから補助されているということでありまして。

この補助金——毎年の運営資金の補助金等につきましては、市が80%、JAが20%というふうな内訳になっておると。その年その年によって必要な運営資金というのが若干増減があるかと思えますけど、こういった取り組みがなされておると。まさしく、今、うきはも、そういった時期に差しかかっているのではないかなと、私は個人的に思っております。

やっぱり中山間地域の振興ということで、先ほど農業の担い手がないということがありましたけど、やっぱりこういったところにいろんな3つの営農組合もありますけど、そこも機械を扱うオペレーターがいなかったりとか、実際、農業する若者がいないというようなところなんです。そういったところを、うきはレインボーファームのほうで人材を募って、うきはレインボーファームでい

ろんな農業の育成、指導、そういったことを行いながら、そういった中山間地域のほうに人材を派遣していくと。例えば忙しい時期になると、やっぱり人材を派遣するというふうなことを考えていったらいかがかないというふうに思っております。

それと、この前、私、レインボーファームに行って、いろいろ話をしてきたわけですが、そのときに言われた言葉で、ことし夏の甲子園で金足農業高校ということで、あそこが決勝戦まで行ったということで、非常に農業高校というのがことし認知されたような気がいたします。ただ、この農業高校につきましても、全国的に非常に減ってきていると。

ただ、幸いなことに、このうきは市には、すぐ川向こうには光陽高校が農業高校としての学科を持っております。うきはレインボーファームで話を聞いたんですけど、ここの先生の話では、この農業高校に来た生徒のほとんどが農業とは全く違った職種にやっぱり就職していると。農業している生徒は、ほとんどいないというのが現状であります。やっぱりその一番の原因というのは、農業では生活に不安があるということもあるかと思っておりますけど、やっぱりせっかく農業高校に行って、そういったものを学びながら、やっぱり自分たちが働く場所がないというところで違うところに行かれているのではないかなというふうな気がいたします。

そういったことで、農業高校の生徒をうきはレインボーファームに就職させたらどうかと、私は個人的にそういったこと、そして担い手として育成をして、うきは市の地域農業を支援するようにしたらどうかというふうに考えているわけでありまして。そのためには、その生徒たち、要するにうきはレインボーファームで雇って、トマトの経営も一緒にやってもいいでしょうし、そういった中山間地域に行って、いろんな果樹栽培であるとか畑の栽培であるとか、そういったことを指導しながら、現場で指導しながら、その子供たちが将来うきは市の地域農業を守るといふふうにしたらどうかというふうにも考えております。

うきはレインボーファームでなくても、JAにじとも協議していただいて、JAにじ等での営農指導員というような採用も進めてもらって、そういった人たちがやっぱり中山間地域を守っていくというふうにやったらいかがかないと思います。その辺について市長の見解をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 何点かの御意見をいただきました。

まず、耕作放棄地になりそうなところや中山間地域における作物の検討として、アーモンドを検討しております。これは組合長からもいろいろ御意見もいただいているところでございまして。ただ、この作物のいいところとしては、先ほど出ましたように、景観的にもいい、それから収益

も一定見込める。鹿児島の方で取り組まれている中では、1トンだったですかね、30万円か何かそんな——ちょっと金額忘れましたが、金額も示されているというようなことで、いろいろなことも聞いております。また、労力的にもそんなにかからないんじゃないか。

ただ、この作物がうきは市において十分対応できるかということについては、検討をしていかなければならないというふうに思っております。オリーブも、これまで作付をしてきましたが、やっぱり受粉期の雨とか、そういったいろんな諸条件で収量が思うように伸びないというふうなこともございますので、そこら辺は普及センター、それからJA、市とも連携して検討していきたいというふうに考えております。

それから、営農組織の法人化というところでございます。数年前に平たん地の営農組織と中山間地の営農組織で交流会といいますか、意見交換をしたこともありますけども、なかなか平たん部の従事者が圃場の狭いところとか、進入口の厳しいところについて、なれないというようなことで、なかなか無理じゃないかというふうな意見もあったように聞いております。そういう意味では、やっぱり今現在、地域にいらっしゃる方たちが、いかに取り組んでいくかというのが大事だと思います。

そういう意味では、進入口の改良、拡幅とか、それから労力を軽減できるような方策、それから畦畔とかもイノシシとかで荒らされて、危ないような状況にもなっておりますので、そういう簡易な生産基盤の施策とも絡めて、そこら辺は今後検討をしていきたいというふうに考えております。

また、御意見で出ましたように、レインボーファームでの取り組みということでございますけども、レインボーファームの経営状況については、先ほど述べましたように大変厳しい状況であります。こういう中で、人員を確保して中山間地の農作業の受委託とかそういうことには手が回らないのが実態でございます。ただ、要望なり希望としても、そういうところはありますので、今後の経営検討会の中で、議員御指摘の部分につきましては検討を加えていきたいというふうに思っております。

それから、農業高校生の関係についても、非常に大切な御意見だというふうに思っております。この件も含めて、今後、検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 今、レインボーファームの方の関係で、大変トマトの生産の収益も上がらないということで、現状では運営が非常に厳しいということであります。先ほど言いましたように、何らかのやっぱり財政補助、こういったことを真剣に市のほうも、もちろんJAのほうとも協議しながら考えていかないことには、本気で中山間地の農業を守ろうとしたときに、

どうしても守れないんじゃないかなというふうに思っております。

市長が御存じかどうかわかりませんが、市長、今、うきはレインボーファームに農機具が何台あるか御存じでしょうか。多分、そこわからないと。1台もございません。レインボーファームにおきまして、今、中山間地のほうですね、真美野地区、2.2ヘクタールの荒廃地を今の職員の体制で何とか時間を見つけて一生懸命作業をしております。先日、私もこの真美野地区のほうのレインボーファームがつくっておるところも視察に行って、いろいろ現場でも話を聞いてきました。

ただ、その中において、うきはレインボーファーム、本当はトマトの施設園芸はつくりましたけど、それ以外、全く何の手だてもしていないというのが現状でありまして、トラクター1台ない、乗用草刈機1台ないと。そういった状況の中で、じゃあどうしてるのというふうな話を聞いたら、自分たちの家から持ってきてるとか、知ってる人の分を借りて作業してるとか、本当にそういった状況であります。そういったところまで、もう少しですね、やっぱりうきはレインボーファームをつくったらつくったで終わりじゃなくて、やっぱりどういったことを具体的にやっている。何が不足して、やっぱり今後、中山間地とかこういった部分の事業を進めていくためには、何が足りないのかというようなところをもう少しやっぱり真剣になって考えていっていただきたいという気がいたしております。

そういった中におきまして、例えば提案になりますけど、中山間地の振興を図るために、うきは市では合併当時に中山間振興基金として、浮羽町のほうで2億円を積み立て、これを10年間で使用して中山間地の振興を図っていくということにしておったと思います。もう合併して既に10年経過しておりますけど、平成29年度の決算書を見ますと、この中山間振興基金は残高として1億38万7,000円、まだ残っております。本来であれば、合併して10年経過しているということもあって、この基金は消滅しているのが本当でございますけど、別に無駄遣いをせろというふうに私は言っているのではなくて、やっぱりこうした基金も使い勝手が悪くてうまく利用されていないのではという気がいたしております。

私は、こうした基金をうまく使って、例えばうきはレインボーファームにこういった必要な農機具等を購入して、それを中山間地に貸し出すとか、それをもって中山間地の作業の受託をするとか、そういった方法もあるのではなかろうかと思えます。

さらには、今、地方納税ということで、ふるさと創生基金、これも基金として積み立てておりますけど、こちらのほうが3億8,500万円ほど、29年度決算の中であります。やっぱり本当にうきはの基幹産業は農業であると、市長は常日ごろいつもこれを言っておると思います。そういったことを考えたときに、うきはの中山間地域を誰が守っていくのかといったときに、やっぱりこういった基金をうまく使いながらも、こういった運営資金に少しずつ補填していくとか、

そういったことができないものだろうかというふうに考えております。その辺について市長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはレインボーファームについては、先ほどから答弁してますように、現在、JAにじ、久留米普及指導センター、あるいはうきはレインボーファーム、そしてうきは市において、経営検討委員会を設置していろいろ議論をさせていただいていますので、その結論を待って対応していきたいと、このように思うところであります。

また、うきは市にはさまざまな基金、中山間地の基金であったりふるさと創生基金があつて、そういうのをしっかり活用すべきではないかということでもあります。もちろん、先ほども答弁させていただきましたように、トータルとして厳しい財政状況にある中で、その基金をどう活用するかというのは、全体的に考えなくちゃいけない問題だと、このように認識をしております。

そういう中において、常々、私も基幹産業である農業の振興というのは非常に重要だというふうに申し上げています。といいますのも、ただ言葉だけで言ってるのではなくて、今、地方創生の取り組みの一環でリーサス——地域経済分析システムを活用して、いろいろうきは市の経済状況を分析して取り組みを進めている中で、このリーサスの中で一番農業が産業別の影響度指数であつたり、感応度係数が非常に高い、つまり農業の振興が他の産業に影響を与える係数が非常に高いというのがデータ的に出ていますので、そういうことをしっかり踏まえて農業の振興というのを考えていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 確かに、その基金、いろんな使い道があるかと思います。しかしながら、やっぱり基幹産業である農業については、特にうきはについては、この中山間地域というのは非常にうきはの財産でもあるかというふうに私は思っております。このうきはの財産である中山間地で農業がなくなったら、もう本当にうきはの魅力というのは半減するかと思っておりますので、ぜひとも、やっぱりそういったことを視野に入れて検討をお願いしたいと思っております。

最後、もう時間も15分ほどになりましたので、最後のほうになりますけど、まず3点目の質問の中でありましたように、農地として守る場所と山林との転用の仕分けというところで質問しております。

先ほど市長が言いましたように、中山間地についての荒廃農地、これは226ヘクタール、うきは市全体のやっぱり66%を占めておるといふような状況であります。これは、1つには、国営耳納山麓パイロット事業、40年前ぐらいにやったわけですけど、やっぱりいろんな地元の人に話を聞くと、そのときに面積がどうしても足りないということで、相当な場所まで受益面積としてカウントしてくれということで協力をしてきたと。そういったことがあります。そういった

ことを踏まえて、そういった弊害が、今ここに来て荒廃農地として出ているのではないかなというふうに思っております。これも真美野の奥のほうとか現場を1回でもいいから見に行ってください。こんなところに柿をつくるのというぐらい恐ろしい場所があります、斜面で非常にもう機械も入れられないと。もう何か安全ロープか何か体につけなければ草刈りもできないというような、本当そんな場所まで農地としてなっております。

先ほど市長のほうから言われましたように、確かに法的規制というのは非常に厳しくて、簡単にここはだめとかいうふうなことはできないと思うんですけど、やっぱり全体的な線引きをすれば、その辺ある程度できるのではないかなというふうに考えております。

地元の人と話をしますと、圃場整備をしたところの田んぼ、こういったところはやっぱり補助を入れてやってるから守っていかないかんだらうと。でも、それ以外の田んぼについては、いつまで作りきるかわからんと。田んぼでさえそういった状況であります。果樹とかになってきますと、本当、山の中にありますし、先ほど出ておりましたようにイノシシとか鹿の被害にも遭うというようなことで、もうこんなとこ誰もつくらんよというのが現状であります。そういったのをいつまででも抱えておくのではなくて、やっぱりここ10年先を見据えて、必要な場所、ここはやっぱり絶対将来的にも守ってもらおうという必要な場所、もうここについては一定程度やむを得ないとか、ほかの方法を考えようというようなところを本当に真剣に市がこのあたりで考えるべきではないかというふうな気がいたしております。法的規制の問題等もあわせて、大変厳しいとは思いますが、そういったところについて市長の再度の見解をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 議員から御意見いただきました農地の線引きの問題です。

このことについては、地域からも実際に出されている要望でございます。我々としても、議員が考えていらっしゃるような、農地として保全すべき土地、例えば圃場整備があつたり、道路沿いで耕作条件のいいところとかは守っていき、山裾のイノシシの被害とか日陰で耕作をしても収量がないと、そういったところについては、現状はつくっても、やっぱり将来的には山林に転用する、そういった考えで私どもも思っているところでございます。

ただ、今言われましたように、農地法等につきましては、農地の広がりがある一定程度ありますと、なかなか許可が出ないというふうなこともありますので、その件については答弁の中でも申し上げましたように、国・県のほうに要望をしていく。直近では、県議会のほうの農林水産委員会等の関係もありますので、そちらで要望していくとかいうふうにも考えております。このことについては、引き続きやっていきたいというふうに思っております。

また、国営の荒廃の関係につきましては、国営の要件といたしますか、ありますので、それが全て山林にできるかとかいうふうな問題はありますけども、この件については県、それから耳納山麓とも関係しますので、検討していきたいというふうに思っています。

ただ、先ほど、地域の適作で申し上げましたように、アーモンドとか、今そういった作物がかなうならば、そういうのも作付を推進して、少しでも耕作放棄地の解消とか耕作放棄地にならないような手だてに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） ありがとうございます。

本当に、今やっぱり中山間地の人たちは、今後どうなるんだろうかというふうに困っております。平成28年10月に姫治地区農地保全対策協議会と、これはうきはレインボーファームとかJA、市等が中心になって、それに普及所等も入って組織されている協議会でございますけど、やっぱりそういった中での各地区の意見というのが出されております。妹川地区におきましては、ひとり暮らしの高齢者が多くなってきており、家庭菜園さえ耕作できなくなっている、こういった意見も出ております。新川地区につきましては、つづら棚田を守る会も高齢化が進んでいると。耕作者の平均年齢は70歳以上であると。田籠地区におきましても、もう耕作できない農地は山林への転用を進めたいと、もうはっきりこういうふうに出てきております。小塩地区につきましても、高齢者がふえ、営農組合への耕作依頼が増加してきていると。圃場整備率が70%であり、その部分については営農組合で管理していくが、それ以外は山林への転用を求めると。これが平成28年10月に行われた保全会の中で、やっぱり切実に出された意見であります。

そういった中において、ただ、こういったのを見過ごすことなく、やっぱり守っていかなければ。そのためには、やっぱり市とかJA、これが一体となって、やっぱり協力して支援していかなければ、今後この中山間地域の農業は成り立っていかない。もうそういう時期に差しかかってきているのではないかなというふうに私個人は感じております。もう向こう5年、5年の間に何らかのやっぱり対策を打っていかないことには、中山間地域、本当に人口も減っていきまじし、農業する人もいなくなるというのが実情じゃないかと思っておりますので、最後にそういったことを切実に市のほうにお願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、4番、野鶴修議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩いたします。再開は1時30分より再開いたします。

午後0時03分休憩

午後 1 時 29 分再開

○議長（櫛川 正男君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、13番、江藤芳光議員の発言を許可します。13番、江藤芳光議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） それでは、議長の許可をいただきましたので始めさせていただきます。きょうは3つのテーマについて通告をいたしております。早速始めさせていただきたいと思います。

まず、1つのテーマは、うきは市役所の働き方改革についてであります。

まず、1点目が、ことし6月29日に成立した、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が来年4月から順次施行することに鑑みまして、うきは市役所における当該改革に向けての現実的な課題についてお伺いをいたします。

2点目は、改革に当たっては、現定数における行政事務・事業の遂行は余儀なく、個々職員のさらなる質の向上ともに、主体性、共助等の意識改革が求められておりますが、その手法及び人材育成について市長の方策をお伺いをいたします。

答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市役所の働き方改革について大きく2点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、働き方改革に向けての課題等についての御質問であります。働き方改革は、一億総活躍社会を実現するため、非正規雇用労働者の処遇改善や長時間労働の是正など労働制度の抜本的な改革を行うもので、労働者が働きやすい環境を整備することで低迷する日本経済を立て直すことにあります。国では、平成29年3月に働き方改革実行計画が取りまとめられ、本年6月には、議員指摘のように、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立したところであります。この法律では、罰則付き時間外労働の上限規制や勤務間インターバル制度の導入などにより、実効性のある長時間労働の是正を行うこととしております。

本市におきましては、既に2年前の平成28年度に第2次うきは市特定事業主行動計画を策定し、働きやすい職場づくりの実現に向けた取り組みを推進しております。人手不足、業務多忙の状況の中、この取り組みにより、実効性のあるものとするため、職員の意識改革、休暇の取得促進、業務改善、時間外勤務の縮減を具体的な課題として、本市の働き方改革を継続して実施してまいりたいと考えております。

さらに、市が行う業務を、職員自身が行わなければならないもの、臨時・非常勤職員等で対応可能なもの、アウトソーシングできるものなど精査を行い、課題の解決につながる具体的な実行

案を検討し、まずは時間外勤務の縮減、有給休暇等の取得促進に取り組んでまいりたいと思っております。

2点目が、市職員の意識改革と人材育成についての御質問であります。自治体業務が複雑多様化する中、限られた人員で適正に行政を運営していくことが大きな課題となっております。このような状況の中で、市職員は行政運営の担い手として住民に一番近い存在であることを自覚して、みずから考え、主体的に行動し、住民とともに考え、ともに行動できることが求められております。

そのような職員の育成を図るため、ことしから、みずから地域の課題を分析し、政策形成までできる人材の育成を図るため、一般財団法人地域活性化センターが主宰する地方創生実践塾への職員派遣を実施しております。さらに10月には、部下、後輩育成のスキルアップと育成の意識を高めるため、OJT研修を開催することとしております。これらの取り組みが職員のコミュニケーション能力を高め、組織全体の活性化とチームワークの強化につながっていくことと考えております。

また、平成28年度から人事評価制度を導入いたしました。人事評価制度は、職員が職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び達成した業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であります。主体的な職務の遂行及び、より高い能力を持った公務員の育成と、組織内の意識の共有化や業務改善等にも寄与するもので、これらの効果を通じ、活力ある公務組織の実現や効率的な行政運営につなげてまいりたいと考えております。

今後とも多様な人材育成研修や人事評価制度等を活用し、積極的に主体的に行動できる職員の育成に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 御答弁をいただきました。

きょう御出席の管理職の皆さん、それから議員の皆さんも、それから傍聴の皆さんも、この働き方改革の国会の概要については、一定の認識はあろうかというふうに思っております。

ここに、ちょっと切り抜きですけど、西日本新聞の連載と、農協の日本農業新聞の連載、5回連載ですけど、一番わかりやすいことがここに記載されておるところでもございます。今、市長のほうからありましたとおり、今回の改革は8つの項目に分類できるというふうに思っております。

とはいえ、この働き方改革の最も中心であるのは、ここにいらっしゃる管理職一人一人だということが明確に重ね重ね、ここに書かれています。そういうことでお聞きをいただきたいというふうに思うんですが。

今、市長のほうから、この改革によって現状課題も幾つも上がってまいっております。

まず、一番気になるのは、これは地方自治体における行政運営の変容と今後の地方自治制度改革に関する研究報告書というのが自治制度改革の研究会のほうから出されております。これはネットから拾ったものです。この中の一番核心の部分が、いわゆる、先ほども市長からありましたが、この、そうですね、もう地方公務員法——地方公務員の総数が、これは平成7年のデータですけど、327万人から277万人という、50万人が減っている。うきは市もそのとおりであります。もう、かすかすの状態で頑張っていたいただいているのは、やっぱり市民の皆さんも評価すべきところは多々あるだろうというふうに思っております。

とはいえ、その結果において、いろんな事務事業が外部委託、いわゆるアウトソーシングに頼らざるを得ない現実であります。特に今、地方創生、真っただ中4年目でもあります。市長なり、また、職員の皆さんの努力によって、この地方創生総合戦略、ルネッサンス、この成果というのは、全国的に見ても非常に高いレベルにもあるじゃないかというふうに個人的には思っております。

その中で事業を見てみますと、いわゆるコンサルティング会社にどんどん外注、専門事項を発注しなければならない、職員でできないことはないでしょうけども、専門性と、そこに労力——かかる労力を考えると、やはり委託すべき判断に達するのも当然のことというふうに理解をいたしております。

それで、今後この働き方改革、特に長時間労働、それから年休は5日以上必ずとりなさい、そういうものがもろもろ具体的に今回の改正は示されております。そうなると、どういう現象が起こるかというのは、市長からもありましたけども、いわゆる1つはアウトソーシング。結局、職員の残業時間が圧縮されるのは、これはもう法律違反なりますから、そうなりますと、どうしても必然的に、そういう外部の委託に頼らざるを得ないという現象は出てくるであろうというふうに思うところでもございます。

ただ、ここで申し上げたいのは、そうなった場合、職員は事業者との折衝やモニタリング等を行う業務スタイルに移行していると。その結果、職員のスキル、ノウハウが次第に喪失されつつあることや、職員が委託業務の実施内容、方法等に不案内となり、モニタリング機能が低下、機能しなくなっていないか。これを業務のブラックボックス化という懸念も大きく指摘されているということもございます。

結論は、やはり先ほども言いましたように、管理職の皆さんが、いかにうきはをどうするかという——一人一人がですね、これは真剣にならないと、この問題はクリアできない。そして、なおかつ、それぞれの所管の課の職員の皆さん一人一人が意識改革をしない限りは、どうしても今こういう場で言っているのかどうか分かりませんが、るる報道なり評論がなされておるのが、今の若い構造——職員構造体、これは民間、公・民にかかわらず、やはりもう出世意欲がない

とか、もう、そういう人たちの構造体というのが大きく指摘もされているのも皆さんも御承知かもしれません。

そういうことで、もう一つの新聞が、これは西日本の連載です。「地方公務員最前線」という、項目だけ申し上げますけども、「5時から男」という話とか「県庁マンは営業マン」。これは中野課長からもお聞きしましたね。「窓口から職員が消えた」という、窓口業務を委託する話が、この間ちょっと話しましたですね、そういうことも現実に進んでいるようでございます。それから、「目指せ脱金太郎あめ」。こういうことが、いろいろ考えているんですけども、最後に、「住民に寄り添い、考える」という項目では、特に、やはり職員の皆さんが、いわゆるセールスマン、うきはのセールスマン的なものと、それから仕事のみならず地域の中に溶け込んでいって地域を引っ張る、こういう一人一人の職員がやるような意識に持っていけないと、どうしてもこの問題というのは、いろんな知恵、工夫も出てきて、何も変わらないようなものになってしまうかという懸念もあります。そういうのが、ちょっと概念できょうはやってますから、詳しいことに入るつもりはありません。

そこで、お聞きをします。現実的に見込まれる課題の1つが、今現状の中で時間外勤務がどれだけ行われているのか。それは、忙しい部署と——それはもう緻密な部署だけでも時間はないとか、いろんなところがあると思うんですけど、その辺の実態と年休消化の実態、この2点をまず、お尋ねをさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長のほうに答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 2点お尋ねいただきました。

まず、職員の時間外勤務の状況でございます。データの的には成果表等で普通会計のところでやらせていただいておりますので、普通会計のほうの集約で回答をさせていただきます。

まず、平成29年度の時間外の総支給額でございますけど、（「時間」と呼ぶ者あり）時間でいいですか、時間は2万3,845時間が総計になっております。1人当たり年間で通しましたら115時間程度、月に直しますと約9.6時間になっております。

それとあと年休の消化でございますけど、約10日が1人の平均ですね、取得になっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 今、数値を初めて確認をさせていただきました。

この時間外の現実、忙しい部署もありましようけども、平均的に見ると、この規制にはもう

大きくクリアしているということで問題もございません。それから、年休消化についても、10日ということであればもう、この新しい制度からすると問題はないというふうに思っております。

そこで、市長にお尋ねしたいんですが、先ほど言いましたアウトソーシング、これも専門的なものがもう、どうしても出てきますから、国から億単位の交付金をもらって、そこに占める委託料がどれかということは、それぞれでありますけども、それを委託すると、どうしても、うきは市に金は落ちずに、やっぱり専門的なところに行ってしまうと。また、そういうものが——委託というものがふえていくとするならば、気になるところは、やはりその受け皿というのも外部、市外の専門的なところに頼らざるを得ないということになりましょうが、やはりここで、うきはに、そういう受け皿をつくるというのは無理な話でございましょうか。御答弁をいただきたい。そういうシンクタンクでも吉岡前副市長みたいな人を軸にして、職員の経験のある優秀な方々をスタッフと、いろんな考えがあると思うんですけど、それをちょっと考えましたので、よかったら、その件について見解をいただきたいと思うんですが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今後、効率的な業務体制を考える上でアウトソーシングは避けて通れないと思います。

そういう中で、議員御指摘のように、うきは市内にアウトソーシングを担えるようなシンクタンクの形成というのは重要な視点だと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ぜひ、そういうものも現実的に試みていただきたいと思いますし、ただ、その委託の受け皿のみならず、市の、やはりシンクタンクとして大いにそういう核心になるようなものを、ひとつ、創作をいただければという思いで質問をしたところであります。

それから、次に移りますが、もう一つは、2年後に制度化される課題であります。2年後に、新たに非正規職員として会計年度任用職員制度がスタートもします。と同時に、今度の改革で同一労働同一賃金という、今うきは市でも非正規といえば嘱託の皆さん、それから臨時的任用職員の皆さん、そして今の会計年度任用職員制度というのも始まるんですが、これをどこです、その方は同一労働に当てはまる、その辺を明確に選別というか、認定できるのかどうかという、その辺の考え方はまだ報道によりますとガイドラインが示されていないということでございまして、いずれにしても一定の、今の嘱託さんでも臨時職員でもボーナス出てませんし、通勤手当も出てません。今度は、それをつけなければならないという現実です。そうなりますと、相当のその費用も発生していきますので、その辺を概算的に予想して見込んでいるものがもしありましたらば御答弁いただきたいんですが、いかがでしょう。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長から答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 今お尋ねいただきました会計年度任用職員制度が導入された場合におきまして、どのくらい費用がかさむかということでございますが、まず、会計年度任用職員制度に当たりました場合、対象者が——5月1日現在でございますけど、約250名程度が想定されております。そういう方たちに月額等の報酬に算定いたしまして、まず、期末手当が2.6月を支払うことで想定されておまして、その額が約9,200万円程度が予定をされております。また、再任用の職員につきましては、通勤手当も支給を予定されておりますので、その中で251名の中で約200名程度が通勤が2キロ以上と想定されておまして、そちらの経費として試算が約1,200万円予定されておまして、合わせて1億400万円程度の経費が増加するようなところで試算をしてるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） わかりました。

もう一つ、これも、この間、西日本新聞で、これは9月6日ですね、「九州10市町村、非正規50%超」ということで、それぞれ自治体の名前も載っておりますが、うきは市の正規・非正規の割合を答弁願いたいんですが、よろしいですか、総務課長のほうで。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 先日の、多分これは9月5日の西日本新聞の報道で出てたかと思えます。その数値につきましては、平成28年度、4月1日の状況でございます。

非正規につきましては、50.3%ということで報告をさせていただいておるところでございます。

以上でよろしいですか。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ほぼ、やっぱり正規と非正規が互角的な、非常に比率も高い、うきは市のようにございます。ただただ個人的に知るところでは、嘱託の皆さんも優秀な人材が確保されているというのも認識するところでございます。

ちょっと時間が20分刻みで考えておりますので、最後のまとめに入りたいと思うんですが、いずれにしても、この改革、半年後に控えています。時間外とか年休の関係については、そうわあ

わあいうことなくクリアできている現実もありますから、そうはないと思うんですけど、ただ、それはそうとして、大事なことは、やっぱり意識改革をしっかりしないと、どこでも本気になってかかってくると思うんですよ。人口がこれだけ減ってくる。もう、さっきの農業問題も、今からありますけども、いろんなところに現実的な危機的な不安がかかってくる。そこでどうするかということをやはり職員の皆さん、管理職もそうですけども、主体的に責任持って部下の皆さんとしっかりチームワークをとって、あるべき組織体のそれぞれの部署をつくり上げていかなければどうしようもないという思いははっきりしますので、そういうことをお願いをしたいというふうに思うところでございます。

結果として、今は改革の話が今後、身近に現実になりますけども、それもまた改革をしていても、時が過ぎていけば、また自然ともとに戻ってしまうと。これがちょっと非常に怖い現実でもあります。最後に、そういうことを含めて市長の答弁をいただいて、この件については終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 確かに、これだけ大きな変革のときにあつて、市民の皆さんの多様なニーズにどう応えていくかというのは、職員の資質というか人材育成が何よりも重要な課題だと、このように認識をしております。

それからまた、長期的な視点で今、我々の大きな課題になっているのが、自治体戦略2040年構想というのがあります。御案内のように、団塊の世代のジュニアが2040年に65歳に到達します。そのときが我が国の高齢化率の一番最高位につけると。ここをにらんで、行政が今、何をしなくてはいけないかというのが大きな課題になっております。そういう視点でも、しっかりした人材育成に取り組んでまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 最後に1つ、ちょっと抜けておりました。1つ懸念することが、同一労働同一賃金の関係において、自治体間がどういうベースで考えるかということになると思うんですけど、現実的にも、はっきり言って人手の確保の現実の難しさというのが、どこでも聞かれます。これはもう役所もそうです。前は臨時職員に履歴書がたくさんあったような話がありましたけど、今はそれがほとんどない状態だというふうに聞いてます。

なぜかという、お隣の久留米市がやっぱり、その処遇がいいと、そっちに流れてしまう。そういうこともしっかり検討してやっていかないと、いい人材はどんどん逃げていくんじゃないかという懸念もありますので、これは私の私的提案として、ここにとどめますけども、これで終わらせていただきますが、議員の皆さんにも来年4月からスタートする働き方改革によって、我々もやっぱり認識を新たにしないと、議会機能としても課題が残ろうかと思っておりますので、よろ

しくお願い申し上げまして、1つ目のテーマを終わらせていただきたいと思います。

次に、2点目は、うきは農業政策の動向についてであります。先ほど午前中、野鶴議員が、すばらしい弁舌で質問をいただきました。重なる部分が部分的にというか全体的にもあろうかと思っておりますので、それは御容赦いただきたいと思います。

それでは、1点目は、うきは農業は、基幹産業、フルーツ王国、さらにはテロワールという魅力的な特性を掲げているが、高齢者等の離農による農地、特に未整備圃場等の受け皿及び営農意欲（人材・人手の確保及び栽培管理の低下）など、これからますます切迫する農業の現状をどう捉えているのか。

2点目、昨年8月に発足した、うきは農業振興プロジェクト会議に、生き残りをかけた、うきは農業振興政策を期待いたしておりますが、先進地の動きに比較して一向に動きが見えません。現段階における方向性など主要な検討の進捗をお伺いをいたします。答弁を求めます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは農業施策の動向について2点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、高齢者等の離農による農地の受け皿、営農意欲の低下など農業の現状をどう捉えているのかという御質問でありました。

うきは市における農業従事者の状況は、高齢者の離農だけではなく、農業担い手の減少によって厳しいものとなっております。また、未整備農地の流動化においても、効率化から受け手があらわれない現状にあります。加えて、農作物価格の低迷、中山間地等における有害鳥獣の被害は、営農意欲の低下、耕作放棄地の増加など、将来のうきは市における農業につきましては、大変危惧されているところと認識をしております。

そのような中、これらの状況を少しでも解決していくために、農家の方や地域の皆様とともに相互理解を深めながら取り組みを進めていかなければならないと考えております。現在取り組んでいる新規就農者の確保・育成を継続して推進していくとともに、効率的な農業経営を進めるべく、補助事業を活用した機械や施設、生産基盤の整備、さらに農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化を推進しなければならないと考えております。特に農地の集積・集約化につきましては、集約化を期待させる要因の1つでもある貸し手側の意識改革も必要であると考えておりますし、一定要件のもと、担い手に貸し出す場合に交付される農地集積協力金も活用していきたいと思っております。今後も、より効率的な農業経営が一層推進されるよう、取り組んでまいります。

2点目が、農業振興プロジェクト会議における検討項目の進捗状況についての御質問であります。うきは市の農業振興プロジェクトの検討事項として、野菜の振興、農業担い手の確保・育成、農業生産法人等の活性化、中山間地農業の振興、6次産業化と海外輸出の推進を掲げており

ます。どれも大きな課題であり、その取り組みに時間を要しているところでもあります。

このような中、成果が出ているものとして、本年度より、うきはとまと株式会社や株式会社コープファームによるミニトマトの生産が始まりました。また、小塩地区に進出を予定しているキウイ生産の企業についても、地権者の了承が得られ、今、農地貸借の手続を進めているところでもあります。農地中間管理事業につきましては、農業生産法人や大規模農家を対象に説明会や打ち合わせを随時行いながら、できる範囲から集積・集約化に取り組んでいるところでもあります。さらに、農業委員会も新しい組織となり、研修等により情報を収集しながら、農地のマッチング事業等に取り組んでいるところでもあります。中山間地農業の振興につきましては、先ほどより答弁をいたしてまいりましたように、各種施策の推進に努めていきます。まだまだ成果は見えませんが、農家にとって有利なものとなり得るよう、そして、うきは市の農業振興が図られるよう、粘り強く取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 答弁をいただきました。

実は、昨年12月の議会でも、この質問をさせていただきました。今回は、ことし4月の選挙で新たに議員を仰せつかってまいりましたものですから、スタートに当たって、私、申し上げたいということで、きょうテーマとして、あえて上げさせていただきました。

なかなか今の農業を、私が、きょう今回のキーワードとしては、迫り来る危機的な現実という名を打っております。なぜか。もう去年より、ことし、私、営農法人の役員してありますが、急速に田んぼを、死亡した方もいらっしゃいます。すと、高齢でもう離農、そういう方が一気に押し寄せてきて、先ほど野鶴議員からあったように、平地の4法人も同じ状況だと思います。だから、そこに問題が何がという、4つの法人を見てもみると、みんなそれぞれにもう大型機械は全て完備です。何が足らんかという人ですよ。オペレーター。担い手。もう、これに全て集約されるんですね。市が何か手を打っているかという、申しわけないけど、一番危機的な核心には農業政策がほとんど届いていないという現実。松尾課長に申しわけないと思うけども、正直その話でいっぱいです。どうするかと。

特に、私は大石営農におりますが、1人の若者が病気でも事故でもしたときには完全に崩壊するんです。そこで、この間もう老体にむち打って、3人の人に大型機械のオペレーターの免許を強引に取ってもらいました。そこまでやらないと、若い人たちは、農業に関心は、はっきり言ってゼロです。見向きもしません。そういう方々を引っ張っていくにしても、季節労働者ですから、そこに間があくわけですね。もう、田植えと稲の収穫、そして大豆の播種ということはあるけど、年間通じて仕事にならないんですよ。

ほんならどうするかという話に、私は平成25年の12月議会、そして昨年12月の議会に、

そういうことも踏まえて2つの提案をさせていただいて、市長も御存じのとおりと思います。それから全く動きが見えない。加えて、2番目の質問でレインボーファーム——じゃなかった、農業振興プロジェクト、伊藤議員ともさっき話したんですけど、何も動かないのと。そこに、これだけ市長は農業が、テロワール、この特性のある、すばらしい肥沃な土地柄と言いながら、いろいろ話を詰めていくと、中山間地、小塩も回った、新川も行った、妹川も行きました。結果的に、テロワール的なもので考えると、いい考えだと。結論は、ほんなら誰がするとので終わってしまうんです。そういうことがありますから、とにかく市長、本気になってやらないと、私が言ってるのも5年後なんです、5年後。

去年、みやま市に行きましたですね、今はもう農地のこだわりのお年寄りがおって、どうもこうもならんと。しかし、それはじっと待とうやと。そのかわり、しっかり水面下でやる、ちゃんとした体制を整えとって、用意ドンでやるぞという、みやま市の部長が言うのが、まさに印象的に残っています。

それは、いろんな考え方があると思います。でも、報道、農業新聞なり、自分なり、いろんなものをネットでとか情報で拾うと、みんな同じ中で、どうにか生き残りかけて企業体を形成している。個人の農業もそのままやって、当然必要なんだけど、その受け皿になるのはもう、企業体は必要なんです。

そういうことでありますから、やはりやる方向はもう、ほぼ決まっております、いかにやるかだけしかないという現実でありますので、その辺はもう重々市長はおわかりと思いますし、松尾課長もおわかりだと——わかっているというのはもう承知しておりますけど、とにかく動き始めんことにはどうにもならんと。野鶴議員は中山間地のことを、きょうスポットを当てました。いやいや、平地ももう一緒なんです。だから、ぐるみにレインボーファームを1つの——1人の指導機関でもいいです。経営の頭にして、吉井は今、みずほファームという企業体もあります。例えばもう浮羽町は、いつも言うように、4つの法人を1つにして、そして全部黒字ですから、確かな職員を——正規職員を例えば10人ほど確保すれば、浮羽町のあの小塩全体は可能です。あいた時間は野菜を、売れる作物を、JAもおっしゃるように、そういうことだというふうに思っております。

ちょっとくどいようございませうけども、川原組合長がもうおやめになりました。おやめになるときに、申しわけない、まだ十分あれができませんということでございました。今度は右田組合長という若き精鋭が組合長になって、ちょっとだけ話をさせていただいておりますので、どうか市長に、いま一度、現実的なその意を示していただいて、この内容については、重ね重ねでありますので、終わらせていただきたいと思っております。答弁をいただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 農業の担い手の問題については、大変難しい問題というふう
理解しております。

議員御指摘のように、やっぱり人づくりができなければ農業は成り立ちません。しかし、この問題は
大変難しく、どこからその人材を持ってくるのか、どういった方たちにやっぱり農業に
参画してもらうのか、大変悩ましい問題であるものと理解しています。そういう意味で、御意見等
いただきまして、検討も加えながら、いろいろなところで検討をしていきたいというふうに思っ
ております。

また、農業法人の経営について、年間を通してということで、実際アグリふるかわ等で、米、
麦、大豆のほかにサツマイモとかホウレンソウとかを作付をしながら、年間の収入、それから雇
用関係を生み出しているらしいです。そういうところも、そういう実態もございまして、そ
ういう内容も研究していきたいというふうに思っております。なかなか右から左に行くような、
これ、人の問題をできませんけども、できる限り努力していきたいというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 1つ、これも大事なところが抜けとったんですが、市長も御存じ
の外国人の労働者の問題です。

実は私もお話は聞いたんですが、この間、現場に直接、実習生の皆さんと話をすることが
できて、経営者とも話すことができました。1つは、浮羽町の川原町のハウス群、あそこに中
国人の方が男女6人いらっしゃいます。ここは、どうやってその外国人を——やはり日本人の
チラシをしっかりと入れるけど、もうゼロだそうです。やむなく、いろいろ調べて、いろんな、何
ですかね、人材の確保の企業活性化事業協同組合という名称が多いそうございまして、そ
の中から宮崎県の都城、ここはイシハラフーズという大きな農業、企業体が、この外国人のあれ
を始めて、そこが中心になって協同組合を介して、そこから中国人の方を。そのメリットとい
うのは、仲介料とか負担金というのが物すごい安くて、物すごい信用されるということの実績が
あるようございまして、そこから中国人。

もう一つは、木工所があります。木工所が9人のベトナムの方を確保しています。いよいよ私
の、きのう道路愛護がありましたけど、そこに、地域に住まわせていただきますからという、地
域——御幸のほうにアパートを借りちよって、もう、私の近所に住まわすということで御挨拶
がありました。

そういう中で、具体的に話聞いたら、相当やっぱり民間ではもう、今度、秋の通常国会が行わ
れれば、今度、5現業が正式の、実習生じゃなくて、もう労働者として雇用ができるという制度

に変わるというのが報道もされております。最長10年——実習期間の3年、最高5年が今度10年まで延びるといふ話であります。それは農業が減ってます、5現業に。そういうことでもありますので、その辺はその辺で、ひとつ、なかなか人材もいよいよでありまして、特に日本人の若い者がだめだといふ、やっぱり指摘が出てきてます。例えば汚い仕事を陰で押しつくねたりですね、嫌がる仕事を。ところが彼たちは物すごい勉強家で、どんどんパソコンから何からやって、今は話ししよりますと、外国人の雇用を海外から持ってくる、その仲介役の企業が立ち上がるほどに彼たちは成長していきよるといふ話がありました。そういうことも含めて、人材の確保の1つの考え方でありますから、市長の最後に答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘の農業振興プロジェクト会議でございますが、これは、これまでの間、昨年8月24日、そして、ことしの2月28日と、真剣な話し合いが出ております。特に、ことしの2月28日は、今、議員が御指摘されたように、今後、外国人労働者の確保も避けて通れないと。むしろ積極的に考えるべきだといふことで、昨年と今回ともう、やるべき方針といふのは全て出てます。あとは、それをやるかどうか。そこが見えないのはもう、私自身の責任といふか不徳の致すところであります。もう今は実行のみの時期だと、このように認識をしております。

それから、もう一つは、農業振興対策といふのは、どれか1つをやれば効くといふ特効薬とか即効薬はないと思っております。さまざまな施策を組み合わせる——例えばテロワールもなかなか御理解いただけないところがあるんですが、さまざまな施策を組み合わせる総合的に展開することが必要であると、こゝういふふうにお思ひしております、こゝういふ視点で取り組んでいきたいと、こゝういふお考えをしております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 大いにもう、もう現実的に期待をさせていただきたいといふふうにお思ひしております。しっかり農林振興課長のほうも、しっかり本気以上に、今まで以上に取り組みを具現化していただくことをお願いして、この質問を終わらせていただきます。

じゃあ、最後に、3点目、廃校舎の活用について、これは提案でございます。

廃校となった姫治小学校、または今年度末をもって廃校となる妹川小学校の校舎について、当該地域の原風景など山村の魅力的な特性を生かし、新学習指導要領及びうきは市教育大綱に掲げる、生きる力を育む体験活動の拠点として、うきは市の小・中学生はもとより、福岡都市圏などから広く青少年を受け入れる施設として活用することを提案をいたします。答弁を求めます。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、廃校舎の活用について、廃校舎について、青少年を受け入れ

る施設として活用してはどうかという御提案をいただきました。

現在行っている市の青少年育成事業としましては、市民大学子ども未来学部において、郷土を愛し、心豊かで、たくましく、生きる力を持った子供の育成のための事業として、鷹取登山、壱岐島夏休み感動体験の体験学習を実施しております。また、壱岐市との交流事業として、今年度も壱岐市の子供たち33名がうきは市を訪れ、「いきいき！うきうき♪体験交流」を行い、旧姫治小学校裏での川遊び体験や、うきは市の木を使った木工体験として、農家民宿馬場でのマイ箸、マイカップの物づくり体験など、大変好評をいただいているところであります。

次に、地域における取り組みとしましては、各地区の自治協議会等が中心となって実行委員会を結成し、異学年子供たちとの交流、住んでいる地域との交流を行い、学校、家庭ではできない体験活動として、5つの地区において通学合宿を実施していただいているところであります。このような自然体験学習や生活体験学習は、主体的に学ぶ力や新しい挑戦への一歩となり、自分の将来に生かす貴重な体験として今後も推進していく事業だと考えております。

さて、議員御提案の施設を検討する中で、福岡県が設置している県立青少年教育施設は、少子化による青少年の人口の減少、利用者ニーズの多様化、社会教育団体の減少、施設の老朽化等により、7つの施設のうち、久留米市田主丸町のふれあいの家北筑後を含む3つの施設が廃止になると聞いております。現在の青少年育成施設は変革の時期を迎えており、多様な体験活動プログラムの開発実施等、他の施設にないビジョンの提供が必要であり、また、冷暖房設備など多額の維持管理費を要することから、市の財政状況を勘案した場合、うきは市が事業主体として対応することは厳しいのではないかと、このように思っております。

議員御提案の内容は大変貴重なものと受けとめてさせていただきますが、今後の廃校舎の活用方法につきましては、民間の力を大いに活用し、山村地域の活性化を図ることが重要ではないかと考える次第であります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 残念ですね。もっと、そうだという話になるように期待をしようと思ったんですけどね。

実は、この話に至ったのは、前々から思っていました。なぜか。私は希望観測を言っているんじゃないやなくて、40年前から子供たち、中学生、高校生と、これはもう、ちょっとふだんではできないような活動をサバイバル的にやってきました。去年も、先ほども、廃止になる、ふれあいの家から、午前4時に子供たちを起こして、鷹取から朝日、夜明けを見るなり、常にそういう活動を40年近く、議員になっては特に通学合宿ならぬ体験合宿、教育長も十分御承知だというふうに思っております。

そういうもので今の子供たちを見たときに、何でこういう、なるかという、この間、去年、

増田寛也さん、元の総務大臣、この方の講演を聞きに行きました。地方創生の話。いろいろあるけども、核心の部分は子供をどう育てるかということがもう結論でした。故郷に人材を残すためには、やはり愛着という、この二文字だと。なら、今、子供たちが、田舎であっても、そういう自然の中で、私たちが子供のときの雑草みたいに何かをしよるが、それはもうゼロです。うちの近所でも、もうほとんど子供たちは、ボール遊びをする光景は見るけども、こういう生きていくために必要な地べたの体験というのは、ほぼゼロです。

さっき市長から、また、教育長からもあるかもしれませんが、こういう大学ですね、市民大学の未来学部の子供たち、壱岐に行ったり、鷹取登山もしてます。子ども議会も出てます。うきは市では5つの通学合宿、うちは体験合宿と名打ってますけど。ところが、それはやっていることは認めるんです。ところが、そこに参加している数字からすると、それもほんの一部なんですよ。私が言いたいのは、うきは全部の底辺を何とかして体験をさせるような工夫に思い切っていないと、そして、うちも体験合宿をやるときに来る家庭の子供たちは何かというと、しっかりした家庭の方が来るんです。応募するけど、もう同じ家庭の方は、どんどんいい体験して、ほかの人は全く。

もう一つ、御承知のとおり、生涯学習の課長もおわかりでしょう、子供会が成立するとこと、しないとこ、この少子化、もうはっきりしてますですよ。子供会活動、昔はもうキャンプに行ったり、いろんな、親も一緒に地域でやとったけど、今はバス旅行ぐらいですよ、子供会が……。ほとんどの体験がありません。

こういう人たちが大人になって想定できるのは、この間もちょっと教育委員会との懇談会しましたときに言いました。私も高校生の、光陽高校も含めてですけど、非常に真面目です。体育祭を、私は工業出身ですから、行ったときに、みんなが整然と並んで、気持ち悪いほど従順です。ところが、先生なりに聞いたらもう、怒られたことないから、ぎゃふっちゅうと泣き出す男の子が、こんなに弱々しい人間の集団なんです。

そして、今、社会的に問題になっているDVの問題、我が子をですね、ああいう目に遭わせるのが氷山の一角です。報道を見てても。もう経験がないから、子供が夜泣きやらすともう何するかわからんという親が、もう本当に、ちゃんとした親がそういうふうになっていく。そうすると、妊婦の人が鬱になって、子供、子育てに云々という。そういうふうにつながるし、優秀な方が、そんな中心に頑張っている方はたくさんおるでしょうけど、ただ、やっぱりうきは市の一人残さず、やるべきことは、きちっと、やるべきときにはやらせんと、特定の人だけを育てるような行政では、教育行政じゃいかんと言うから、私は、うきは市の全小学校——全員じゃないですよ、例えば6年生なら、上学年の1年間だけの必ず皆さんが体験するような、中学生も、そのくらいのことは思い立ってもいいし、ほんなら校舎を民間にということでもありますけど。

もう一つ、たまたま妹川の國武会長と――事務局長の國武さんと、たまたまいらしたときに話しました。これはぜひやってほしいという話でした。空調とか、そういう金が要するという話ですけど、それは季節を考えれば夏休みだけがあればありません。雪降ったときのほうが、かえって効果がある。ただ、夏の暑さにはちょっとどうかというものもあるかもしれん。キャンプは夏と思っているかもしれませんが、夏のキャンプは逆に私は避けたいと思う。人を鍛えるためには夏もいいんですけど。もう少し総合的に考えていただいて結論を出すべきだと思いますが、いかがでございましょうか。市長の答弁をお伺いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員から、うきは市の将来を担う子供たちに生きる力をどう育ませるかという御提案をいただいております。生涯学習課長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 自然学習とか生活体験学習が豊富な小・中学生ほど、道徳心、それから正義感があり、子供のころの体験が豊富な人ほど社会のルールを守ろうとする規範意識や人間関係能力が高く、やる気や生きがいを持っている人が多いというふうに聞いております。それを十分に踏まえまして、青少年が成長する過程において体験学習は重要な役割を示していると私も十分に認識しているところでございます。

ただ、その一環としては、先ほど市長も答弁しましたように、生涯学習課のほうでは子ども未来学部の体験学習等もしておりますし、自治協の通学合宿にも支援をしているところでございます。また、子供会の支援のほうといたしましても、昨年度は子供会の指導者研修会を開催いたしまして、実際に子供会の運営をどうすべきかというのをワークショップを行っているところでございます。そういうふうに体験学習というのを行っておりますけれども、実際、壱岐市のほうから受け入れを行ったときの宿泊といたしましては、つづら山荘や民宿馬場を平成29年には利用させていただきまして、平成30年、本年度は筑水荘のほうを利用させていただきました。今後も既存の施設を大いに活用して体験学習を推進していきたいと考えておることとさせていただきます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） じゃあ、井上課長の答弁は、妹川小学校に限定せずに、ほかの施設でも考えるという理解でよろしいんですね。そういう答弁で受け取りました。

実は、これも今月の9月1日に、市長もお読みなので小学校20人、野生体験、隈上川沢登りや釣りという、新聞、これは筑後版かな、県南版かな、ゲットできました。こういうスタッフの方もいらっしゃるから、妹川小学校に固執するつもりはないけど、やっぱりうきは市の子供をしっかり育てるなら、それを必ず体験させておかないと、ただ特定の人だけが集まるようなもので

は、私は教育はないと思うし、今度の新しい学習指導要領でも体験活動の充実と明確にうたっています。

最後に、麻生教育長の答弁をいただいて、きょうのところは終わります。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 体験活動の重要性については、議員の御指摘のとおりでございます。

各小・中学校におきましては、学年に応じまして、例えば5年生が玄海少年の自然の家、あるいは、今月、中1、中3、浮羽中学校は触れ合い体験、そして勉強合宿体験に夜須青少年自然の家に行きます。

実はネックになりますのは、新しい学習指導要領の中で授業時数の確保が言われ、いわゆる従来2泊3日していた体験活動が1泊2日、すなわち食事等が用意される施設での体験と、こういう制約を受けているのが現在の学校教育の状況でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 終わります。じゃあ、またの機会をよろしく願います。

○議長（櫛川 正男君） これで、13番、江藤芳光議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 続きまして、6番、岩淵和明議員の発言を許可します。6番、岩淵和明議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 改めて、一般質問の許可をいただきましたので質問させていただきます。通告に基づいて質問させていただきますけども、今回1項目、少し項目が長くて大変恐縮で、本当は切ればよかったんですけども、簡潔にお願いできればありがたいと思います。

政府は生活保護法の改正をこの間、行っておって、相次いで後退をしているということが現実にあります。2013年度8月には、法改正後初めて基準額の引き下げを行って、平均で6.5%、最大10%を3回に分けて5年間で行っております。それから、ことし、さらに生活扶助費を10月から削減することが決まっております。平均1.8%、最大5%を3年かけて160億円、全国で削減すると。生活費、母子加算、児童養育加算など、利用者の約7割近い方に影響がされると出されております。今月9月4日、先週ですね、大臣告示がされて、その内容が、詳細が明らかになったというのが現状であります。

今うきは市では、私のほうの調べで申しわけないんですけど、ことしの4月現在で296世帯425人の方が生活をされております。そこで、今回の法改正、生活扶助費の削減による影響や問題、そして、うきは市に住む利用者への対応及び、それらを含む生活困窮者に対する市政について、市長並びに関係部署へ伺いたいと思います。

1点目、生活保護法は日本国憲法第25条を具現化したものと理解しておりますけれども、うきは市は、福祉事務所を設置し、第一線の社会福祉機関として行政を行っており、この間、二度の大幅な改正が行われておりますけれども、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利は守られているとお考えか、現状認識を市長に伺いたいと思います。

2点目、今回の改正は、所得階層、第1・十分位の消費水準に合わせる手法をとって引き下げられておりますけれども、改正の結果、地方自治法にうたわれている住民の福祉の向上、それを目指す立場から、保護世帯、生活困窮世帯への影響をどのように捉えているか、お尋ねしたいと思います。

3点目は、うきは市の子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業計画、その現状報告の中で、18歳未満の子供のいる世帯は、うきは市は他市に比較して20%程度が多いという、記載されております。今回の法改正で、子供のいる世帯や、ひとり暮らし高齢者への影響は、どのように把握され、対策を考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

4点目、生活保護法第63条の返還債務の非免責債権化と天引きを可能にする改正について今回行われておりますけれども、うきは市の土地・建物所有に関する取り扱い、現在はどのように実施されているのか、お伺いしたいと思います。

5点目は、生活保護受給者に対する後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品ですけれども、その使用について、今回、原則化するとしていますが、これを具体的にどのように方針化しているのか、お尋ねしたいと思います。

6点目、生活保護のリスク低減と低所得層、健全育成、医療格差を図る意味から、子ども医療費について、中学生の入院について現物給付と通院についても対象にすること及び高校卒業までの対象拡大を早急に検討するように改めて求めたいと思いますが、お考えを伺います。

7点目、生活保護基準額引き下げに伴い、関連して基準額を変更しないよう求めたいと思いますが、その考え方についてお尋ねしたいと思います。また、就学援助の支給基準額の底上げを図るように、この間、求めておりましたけれども、検討状況について改めてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、生活保護法改正について大きく7項目の御質問をいただきました。

まず、1つ目の、法改正により、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利は守られているかという御質問と、2点目の、今回の改正による保護世帯、生活困窮世帯への影響の捉え方、そして3点目の、子供さんのいらっしゃる世帯や、ひとり暮らし高齢者への影響等につきましては、それぞれ関連がございますので、一括して答弁をしたいと思います。

日本国憲法第25条に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されており、これを保障するのは国の義務とされています。この憲法により保障される生存権を実現するための制度の1つとして制定されたものが生活保護法であります。

今回の基準改正は、5年に1回の保護基準の見直しにより、平成30年10月から3年をかけて段階的に行われるもので、減額となる場合には、現在の保護費から3年かけて5%以内で緩和措置が設定されております。ちなみに、前回の基準額改定は平成25年8月から3年をかけて段階的に行われ、減額となる場合には、改正前の保護費から3年かけて10%以内で緩和措置が行われました。

今回の保護基準の見直しにつきましては、厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会により、5年に一度実施される全国消費実態調査のデータをもとに専門的見地から評価・検証した結果を踏まえたものでございます。前回の改正も同様であります。国内の物価の動向で、都市部と農村部では差が少ないとの結果を踏まえてまして、大都市及びその周辺市町である1級地の下げ幅を大きくし、県庁所在地を初めとします中都市である2級地及びその他の市町村である3級地の下げ幅を小さく調整が行われております。

3級地である、うきは市の生活保護受給世帯への具体的影響につきまして、厚生労働省から配布されました生活保護基準算出ツールにより、平成30年8月現在、保護受給中の294世帯430人について検証しました結果、主な世帯類型では、夫婦子供2人の世帯——40代夫婦と中学生、小学生のお子さんですが、これで1.3%で約2,500円の減額で、該当世帯は2世帯中2世帯となっております。高齢者単身世帯、65歳から69歳で0.1%、約60円の減額で、該当世帯は147世帯中36世帯。ひとり親世帯で0.3%、約560円の減額で、該当世帯は21世帯中4世帯で、その他の世帯につきましては、大半が全て微増となっているところであります。

このことから、うきは市における生活保護受給者への影響は、ほとんどないものと考えますし、現在、各世帯へは担当ケースワーカーが訪問し、それぞれ説明を行っているところであります。

4点目が、生活保護法第63条についての御質問であります。現在、生活保護法第63条による返還額の決定は原則全額返還とし、必要経費の控除及び自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものの免除を含め、適切に行っているところであります。

また、一部または全部の返還額を免除する場合は、市においてケース診断会議を開催し、その必要性を検証しています。要保護者が不動産等の資力を有しながらも、資産を直ちに処分することが困難であることなどを理由として保護を開始する場合には、当該資産が最低生活費に充当されるようになった場合に返還するという確約のため、生活保護法第63条、返還誓約書を徴収しております。これは、保護受給中に資産処分ができた場合は返還を求めるための取り組みであり

ます。

今回の改正につきまして、具体的には遊休不動産などの換金困難な資産が保護利用後に現金化された際、その間、受けていた保護費を返還する場合や、生活保護費の過誤払い、いわゆる払い過ぎのときに、払い過ぎた生活保護費を返還する場合などが想定されていますが、これにつきましては、国税徴収の例により徴収することができると規定されております。今後の返還事務につきましては、被保護者への理解を得られるよう、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

5点目が、後発医薬品、ジェネリックの使用を原則化することについての御質問であります。後発医薬品の使用促進につきましては、限られた医療資源を有効活用し、国民医療を守り、医療保険制度を持続可能なものとするために重要な施策として、現在、医療全体においても、そして生活保護の医療扶助においても、使用割合を80%以上とする目標が設置されているところであります。医療扶助におきましては、2017年までに75%、2018年度までに80%を目標とし、後発医薬品の使用を促す取り組みをうきは市でも平成25年度から進めてまいりました。今後は生活保護法の改正により、後発医薬品の使用原則化が明記され、平成30年10月から施行予定とされています。

うきは市の現状として、後発医薬品使用割合は、平成29年9月、社会保険診療報酬支払基金処理において75%を達成し、直近、平成30年7月現在の同基金処理では79.2%となっております。9月6日現在、医師等が医学的見地から後発医薬品の使用を可能と認めている場合で、患者の意向により、先発医薬品を調剤されている方につきましては、担当ケースワーカーにより、服薬指導を実施していますが、その点につきましては、平成30年10月施行予定となっている後発医薬品の使用原則化により、指導等の必要はなくなると考えております。しかし、薬を変えることに抵抗がある方につきましては、引き続き、安全性の説明を行ってまいりたいと思います。また、医療機関に該当する後発医薬品の用意がない等、やむを得ず後発医薬品による給付を行うことができない場合については、先発医薬品による給付が可能のため、院内処方を行う医療機関や調剤薬局へ生活保護制度による後発医薬品の使用原則化について説明依頼を行うなど、県と連携し、関係機関への協力を求めてまいりたいと考えております。

次、6点目で、子ども医療費支給の拡充についての御質問をいただきました。うきは市の子ども医療の現状でございますが、小学生までは医療証を発行しており、医療証を医療機関に提示することで、入院、通院とも条例に定められた自己負担だけで受診することができます。中学生につきましては、医療証の発行はしておりません。対象は入院のみで、一旦、負担すべき医療費を医療機関に払ってもらい、その後に自己負担額を控除した額を市が償還払いすることとなります。

次に、近隣の実施状況でございますが、近隣市町の中で、中学生の通院まで対象として実施し

ている自治体は、久留米市、大木町であります。自己負担額は、久留米市、大木町につきましては、1医療機関ごとに3,500円を負担していただいているようであります。また、高校生まで対象を広げている自治体は、近隣では今のところございません。子ども医療費支給の拡充につきましては、近隣自治体の実施状況なども考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、7点目であります。まず、生活保護費基準額引き下げに伴う関連基準の変更についての御質問をいただいております。生活保護の基準は、さまざまな低所得者対策と連動しているところではありますが、国においても、できる限り、その影響が及ばないように対応することを基本としていることや、うきは市における保護基準の見直しが限定的であることを考えると、他制度に生じる影響も及ばないものと承知をしているところでもあります。

次に、就学援助の支給基準額の底上げを図るようという御質問をいただきました。この御質問につきましては、平成30年3月の定例会でも答弁をさせていただきましたが、次の2点の理由から底上げを見送る旨、お答えをしております。

1点目は、生活保護基準額の1.3倍の認定基準を導入した場合、就学援助の費用が4,130万円となり、今年度の約1.8倍の費用となります。2点目は、認定基準が複雑になり、事務が煩雑になることから、円滑に支給するためには就学援助支援電算システム等の導入も必要になることでもあります。これらのことから、引き続き、検討してまいりますと回答させていただきました。現時点におきましても、国の動向を含めた状況に変化はなく、認定基準の変更は難しいと考えております。このため、認定基準の変更等につきましては、今後も国の動向を見ながら、引き続き、検討させていただきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） お答えいただいております。

生活保護、専門家が検討したから大丈夫だろうという、そういうふうにお考えだということだろうと思います。それから、3級地ですから、その影響も少ないということで御答弁されております。

先ほど御答弁の中でおっしゃったように、夫婦子供2人の世帯で1.3%で約2,500円の減額と。これは月額ですよ。そういう意味で言うと、年間にしたら、やっぱり大きな額になるわけですね。それから、高齢者世帯でも60円、さまざまな生活環境があるから、算定自体が変わるとは思いますけども、低いといえば低いと思う。ただ、減額は変わらないというのは実態だろうと思います。

これは、9月4日の大臣告示を前提にした算定ですか。ちょっとそこだけ確認します。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 梶原福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） ただいま御指摘いただいたものをもとにして算定をしております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） それでは、改めて生存権に関する現状認識についてお尋ねします。

この質問した理由は、法改正自体が生活保護、この間の流れからすれば、劣等処遇化というんですかね、いわゆる生活保護利用は一般市民より劣った、さまざまな制約を受ける生活をして当然だとする考え方でありますけれども、それをもとにしている大変危険で一層締めつけを進めるのではないかという危惧を抱いております。

2年前に神奈川県相模原で起きた、優生思想などに基づいた障害施設での事件、それから去年1月だったと思いますけども、「保護をなめんな」というジャンパーを福祉事務所が着用していた事件、それから最近では、一般週刊誌に投稿して問題となった、LGBTに生産性がないなど、このような誤った考えに基づく事例が散見されているのが現状だと思っております。

保護基準を引き下げる根底に、人間の生きる権利について行政側がしっかり理解することと、執行に当たって申請者や利用者に対する説明責任を果たすこととあわせて、それぞれケースワークするように改めて求めたいと思います。そういう意味では、市長は今回の改定に当たって、現に憲法で保障された最低生活費の削減することについて、所管のところにもどのような指示をされるかということをお尋ねしたいと思う。利用者にもどのような説明をしていくよう配慮しなさいというふうに言うのかどうかというところを少しお尋ねしたい。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただいておりますが、生活に困って暮らせなくなったときの最後のセーフティーネットが、この生活保護制度であり、憲法25条による生存権の保障というのがしっかり裏打ちされているものと私は基本的に認識をしております。

そしてまた、先ほど、一部の方については引き下げになりましたが、大半の方が微増という現実がありまして、今、手分けしてケースワーカーがそれぞれ皆さん方に御説明をさせていただいておりますので、そちらについては丁寧に説明をするようにということで担当部署にも指示をしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そういう意味では、生活保護申請者や生活困窮者に対する相談について、うきは市の現状について少し確認したいと思っております。

今、生活保護係の社会福祉主事者の現業員の標準定数と現在の配置数は何人おられるか確認し

ます。それから、もう一つ、生活保護係にはケースワーカーが何人いるのか、そこを少しお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 梶原福祉事務所に。

○福祉事務所に（梶原 康宏君） 現在、福祉事務所には、ケースワーカーとして4人を配置しております。基本的に、吉井町2人、浮羽町2人という現状ですけれども、その4人それぞれについて社会福祉主事の資格が必要ということで、新任で異動した職員は別として、その4名に関しましては、主事講習通信教育を1年間受けさせまして、資格を取得させております。

国の指導によりまして、80世帯——受け持ちの80世帯に対して1人の社会福祉主事を配置するよという指導がございますので、予算の関係もございませけれども、新任の職員につきましても早急に資格を取得させておるところであります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 事務所に含めて算入してありますか。いやいや、4人というのは、事務所に含めて入ってますかということ。入ってないんですね。わかりました。

そういう意味では、うきは市が生活保護についてどのように捉えているか、うきは市のホームページを改めて見ました。何も出てきません。全く不親切なところだなと、つくづく思いました。近隣の自治体は、その町の題名と生活保護というキーワードを入れると必ず出てきます。そういう意味では、なぜホームページに、うきは市の生活保護の内容について記載されていないのか、お尋ねします。市長、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 梶原福祉事務所に。

○福祉事務所に（梶原 康宏君） 御指摘の生活保護のホームページ開設の件につきまして、福祉事務所の中で平成30年3月から検討をしております。県の保護・援護課より、うきは市のホームページ状況の聞き取り調査が行われまして、これを踏まえまして、県内にあります10市の福祉事務所のホームページの開設状況を確認したところ、うきは市と朝倉市を除きます8市で生活保護のホームページの開設が確認されました。

このため、うきは市としましても今後、生活保護の住民向けの広報としまして、ホームページを開設していこうということで、ただいま協議をしておるところです。早急に開設をしていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） それで、インターネットで調べると誤った情報も——うきは市の生活保護相談とかというふうにダイレクトに入れて検索すると誤った記載が出てる事例があります。うきは市の等級地を3の1というふうにしたものがあったり、それから内容に不適切なものがあるということもありますので、その辺も含めて、よく行政としては監視しておいていただきたいというふうに思います。

それから、今ホームページについてですけれども、今、生活保護のしおりというのが、これが今うきは市がつくっているものです。文字ばかり。文字ばかり。マークは、うきは市のマークだけなんですけど。

ここに小田原市の生活保護のしおりというのがありまして、しおりとQ&Aというのがある。小田原市というのは、なめんなジャンパーで昨年1月、メディアとか、いろんな方々から非難を浴びたところであります。それが、この1年間で、市長の判断で、こういうふうなシンポジウムも含めてやって、ここまで前進してきているんですね。だから、さっきも言いましたけども、憲法で書かれている条項であるけれども、実際に申請や相談や、やっているのは地方自治体なんです。その地方自治体によって、今ホームページもそうですけれども、その姿勢自体に問題がある——問題があるというか、配慮が足りないという実態が実を言うとある。この中身見ても、読み比べると、よくわかります。保護者に対する捉え方が、ここにあらわれている。

さっき、憲法25条と言いましたけども、実を言うと憲法25条だけじゃなくて、ほかにも条項が関係するものがあるわけですね。そういう意味では、13条における個人の尊厳の問題だとか、それから22条の居住のとか職業の選択の自由の問題、それから29条の財産権の保障の問題、そういったこととあわせて行政側が法律の趣旨をやっぱり理解して、そこに住民の方の生活の状態について、やっぱりきちんと相談をしていくというふうなところ——して、その中で、自立をさせていくというのが必要な措置だろうと思うんです。そのことを改めて、単にホームページの問題じゃなくて、姿勢の問題として捉えていただければありがたいというか、そういうことを申し述べておきたいというふうに思います。

それから、2点目について、今回の削減の根拠について、先ほど市長は専門方々の検討の結果であるというふうにありますけれども、実は、これに使われているのは、物価の引き下げの話が出てきているわけですね。しかも、2008年から11年、その内容が厚労省が独自に算定した額。4.78%下がっているということが、その最大5%の根拠になっているわけですね。

ところが、総務省が消費者物価指数とかというのをずっと統計として出しているのが、これは通年総合指数でも2.35%なんですね。だから、今回、引き下げのために、わざわざ——今回は家電製品関係が多いんですけど、そのときに、当時、家電製品が下がったということもあって、

そのことが非常に大きい。だけど、生活保護世帯は家電製品を逆に使わなくて、食生活がまず大切なわけで、そこに使う消費が多いわけなんですね。そういった、極めて根拠が薄弱なものなんですね。

実は、専門部会の中でも非常に問題があるというふうに言われております。恣意的にとまでは言わないですけども、要するに、その部分だけをとってやっていると。実際は、今現状で言えば、諸物価は逆に上がっているわけですね、生活必需品を中心にしながら。そういった実態も含めてあるわけなので、そのところをやっぱりきちんと、今回の生活保護を受けて利用されている方に対して、きちんと説明できるかどうかというところが私は危惧しているところであります。

その辺は、改めて、どのように説明されるのか、お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 梶原福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 受給中の方、それから今後申請の相談においでになる方も含めまして、厚労省、それから県のほうから説明用のパンフをいただいております。それをもとに、単なる読んでお伝えするだけではなくて、やはりわかりやすい説明を、国の改正ですので、それに従うという中で、いかにわかっていただけるように丁寧な説明をするかというのは、これはケースワーカーが一番必要としておるところですので、しっかりと対応するように、そのように申し伝えておるところです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 今回の引き下げの対象となる方々に対して、ケースワーカーが説明——個別の説明をしていくということになるのか、改めて、ちょっと確認します。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 梶原福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） ほかの案件と違いまして、説明会等を開催するというのはちょっと無理ですので、やはりケースワーカーは一軒一軒訪問いたします。そして、おうちに上がりまして、きっちりと一軒一軒、丁寧に現在も説明を行っておるところです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 値下げ——削減についての説明はまだ行われてないんですね。

○議長（櫛川 正男君） 梶原福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 現在、県のほうで説明会が開催されておりますので、ちょっと詳細がまだ現場でもわかりかねているところではありますが、把握してる分、特に減額になられる世帯につきましては、おおむねこれぐらいの減額になるということを前提にお話をしておるところです。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ということは、もう既に話は始めているということでもありますね。わかりました。

そこで、3点目の、子供に対する引き下げの問題について少しお尋ねしたいと思います。

今回、子供の世帯の扶助加算の変更がされているわけですがけれども、貧困の連鎖を解決するどころか、逆に格差が一層拡大してしまうことになるのではないかと危惧しております。母子加算が平均月額で2万1,000円だったものが1万7,000円に減額されております。

うきは市の子供の貧困対策で、さっきも言いましたけども、明らかになっているように、ひとり親の生活を支援していく、そういう意味からも逆行することになります。

それから、2つ目は、児童扶養加算について、中学生まで児童1人当たり月1万円、3歳未満児と第3子児童は小学校まで月1万5,000円、そういったものを付与していたものが、今回から一律1万円。ということは、3歳未満児及び第3子のところは5,000円の引き下げになる。しかし、その対象を高校生まで拡大するということでもありますので、全体の総額としてはふえるんですけども、個別の世帯について言えば下がっているというのが現状なんです。そういう意味では、子供のいる世帯で特に大きな影響をするというのが、そういうことなんです。

うきは市の、さっきの特徴の中で、生活保護世帯で暮らしている子供の数というのは、今ゼロ歳児から17歳までのところで考えたときに、約73名だったかな、74名だったかの方がおられます。それが先ほど、生活困窮のところに対する計画の中でも指摘されていることだったと。

うきは市が出してるネットワーク形成事業との関係で出されている中身の問題だったわけですね。あのときも子供に対する手当について検討するべきではないかという。例えば八女市だとかといったところなんかは、具体的にそういった手当を——子ども手当をしているわけですね、別に。そういった施策をこの間ずっとしていないんですね。そういう意味で非常に、まだまだ不十分な施策になっているというのが実態だろうと思う。その中で、また生活保護のところまで下げていくという、こういう実態が出てくるわけですね。

それから、3点目の今回の改正の中で、学習支援費についてであります。この学習支援費というのは、今まで小学生、中学生、高校生、それぞれ固定で金額が毎月支給されているものが、実費請求方式に変わった。そして、その対象について、クラブ活動費としてしか認められない。今までは教育扶助費で対象とならなかった参考書だとか辞典だとか、そういったものが、この学習

支援費の対象になっていたわけだけでも、それがなくなったんです。これは大きなリスクだと思います、正直なところ。この生活困窮、生活——そういう意味での最低限度の生活というのが、どのレベルだという概念が定まってないから余計そうなるんだろうけど、その点が行政として、うきは市として、今のうきは市に住んでいる子供たち、さっき、ゼロ歳から17歳までの対象83名、または4名だったかもしれないけど、その方々に対して何が実態として困窮しているのかといったところを逆に行政が見ていかないと、この国の制度だけでは賄えないという実態がさらに強まるんですね。

そういう意味で、市長には改めて、うきは市の実態、さっきおっしゃってました数字のね、2,500円下がる、あるいは60円下がる、ひとり親世帯で560円下がるというようなことが明らかになるわけだけでも、しかし、それぞれは、それぞれ形態が違うから、もう一回、再度掘り下げて調査をしてもらって、その実態を把握していただきたいというふうに私は思いますが、市長は、それを行うお気持ちはございますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、うきは市子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画によりますと、18歳未満の子供が、この割合が福岡県全体は大体14%前後で推移しているんですが、うきは市の場合は20%前後ということで平均値よりも多いと。そこに問題視されていることは十分に承知をしております。

そういう中で今回の改正は、先ほどから答弁させていただきましたように、多数18歳未満のお子さんがある中で、例えば御夫婦子供2人世帯で2世帯中の2世帯が影響を受けるという話と、ひとり親世帯で21世帯中4世帯というお話をしました。合計6世帯が影響を受けるということではありますが、大きな数字の上でいきますと、この6の数値が、ちょっと数値が低いということで、ああいう答弁をさせていただいたところであります。

いかんせん、先ほどから言ってますように、最後のセーフティーネットの制度であり、この生活保護制度については、国が責任持って——我が国のナショナルミニマムとしてのセーフティーネット制度でもありますので、やはり我々は国の指導に従っていくしかないのかなと、こういうふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 確かに政府の指導は当然しなきゃいけないことだろうとは思いますが、それを蹴るわけにいかないというのは実態だと思う。ただ、それぞれの地方自治体にとって、そこに住んでいる住民の実態を市長自身が知らなければ何をするのがわからない。言われるまま、そのままということになる。

だから、先ほど言いましたような母子世帯、今うきは市で22世帯なんですけれども、多子世

帯が結構多いんです。2人が5世帯、3人が9世帯、4人が5世帯、5人が二世帯、6人が一世帯。ただ、この中に全部その八十数人の人たちがなっているわけじゃないです。その他の世帯でもありますので、これは生活保護を受けている方の世帯人数別の区分けの中で整理していることですが、そういうことがあるので、さっき言いましたように、改めて今回の改正に基づいて、何が足りて何が足りてないのかというところを調べていただければ、そのように福祉事務所に指示をしていただきたい。改めてお願いしたいと思いますが、どうですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 生活保護法は、たしか1950年に成立をしておりますので、ことして68年目だと思います。この生活保護法が成立して以来、長らく改正ができなかった法律であります。2013年に不正受給対策や扶養義務の強化などの観点から初めて改正が行われ、そして5年後のことし2018年6月1日に、後発医薬品の使用促進、あるいは頻回受診対策、健康管理支援等の観点から改正が行われております。68年間の長い歴史の中で、ここ2回、大きな制度改正があったわけですから、これをしっかり受けとめさせていただいて、関係者の皆さんへ、しっかり周知を図るといえるのは重要なことだと認識をしております。

それから、これから、うきは市を担う子供たちに負の連鎖が起きては、これはもう、うきは市にとっても大きなマイナス要因でありますので、しっかりと、やっぱり教育環境といえますか、負の連鎖を断ち切るべく、さまざまな施策に取り組んでいかなくてはならないと、このようには感じているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） じゃあ、改めて、その辺は、ふだんのところでまた伺っていきたいというふうに思います。

それから、5項目めのジェネリックに関することについて少しお尋ねいたします。今回の改正についてですけれども、保護法の第34条の3項を改正したということになりまして、医学的見地から問題ないと判断するものという前提——限定はついているんですね。ただ、従来、可能な限り努めるという努力目標から、原則化することなんです。

さっき、市長答弁の中でおっしゃったように、目標は80%。うきは市は7月時点——ことし平成30年7月時点で79.2%ということで、かなり促進されている。この件については、私どもも厚生文教のところでは医師会と懇談することがあったときに、ちょっとお話しさせてもらったんですけども、ジェネリック医薬品の利用促進については、なかなか合意できなかった経過が——合意できなかったって、意見交換はしたけれども、ジェネリックが全てよいというふうな判断もなかなかできないという意見もありました。全く同一の成分で同じ効用が出るわけではないと。

そういう意味では、生活保護という弱者の医療の選択権自体を奪う——原則化ですからね、強要するものという意味で言うと、病気になって医療を受けているのに、その安全・安心、普及というか、心のケアも含めてですけど、そういうふうに強制的にされるということがあってはならないというふうに思うんですね。

うきは市が79.2という、目標で80%。それは、それ以降はどうするのか、というか、現実的に80%近い。さらに、さっき、答弁の中では、服薬指導を行っていく。それから、保護者には、そういうふうに指導する。それから、病院に対しては説明をさらにしていくというふうに回答をされてますけれども、引き続き、どのくらいの目標を持って、どういうふうの方針化しているのかということと、さっき、一番最初お尋ねしたんですけども、これをさらに推し進めていくというふうにお考えなのかどうかをちょっと改めて、留意点も含めてお尋ねしたい。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 梶原福祉事務所に。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 御指摘のとおり、うきは市の場合には79.2%を現在達成しているわけで、国・県の指導によって、100%とはなっておりませんが、具体的に今後、数字をどこに目標を持っていくかというのは、設定はしておりませんが、引き続き、今度の改正で医師等が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認められたものにつきましては、被保護者に対し説明をしてきましたが、その説明が今度の改正により、する必要がないような記載がございますが、私どもは丁寧に今後もジェネリックの使用については、保護世帯の方々には丁寧な説明をしていきたいと思っておりますし、やはり特に高齢者の方々とかになりますと、お薬が変わることに関して、かなり、素直にわかりましたとおっしゃっていただけない方も多々ございましたので、そこは丁寧に話をいたしますし、どうしても、やはり拒否される場合には、それ以上は、できないものではなかろうかというふうに今は考えております。

加えまして、この医薬品に関しましては、一般の方々については、軽い病気の際に薬局で——病院を受診せずに薬局で市販のお薬を買われるんですけども、保護世帯の方は病院に行くと、それは自己負担がないわけなんです。そういうことも含めた中的人数等になりますので、そのあたりは見分けを検証して、しっかりとした指導を、わかりやすい指導を行っていきたく、そのように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 改めて、その辺のところは、このことがジェネリックで医療費が下がるというふうに、実際にそういった事例は、あることはあるんでしょうけれども、大幅に下がって、みんなが市民が健康的になったというふうな話は逆に聞かないところがある。その辺は

逆に健康づくりをどうするかというところが、逆に言うと中心的な議題であるというふうに思うんですね。そういう意味からも、また今回のジェネリックの使用に関しては、国連の人権委員会からも若干指摘がされているところもあります。そういう意味で、先ほど、選択の自由といふかな、そういったところもあるので、きちんと指導の中で協議を行いながら確認していくということをぜひお願いしたいと思います。

次に、6項目めの子ども医療費についてお尋ねをします。市長から、3月——3月じゃない、この間、検討は進めていくというふうなことでしたけれども、なかなか進まないということだろうと思います。

実は学校の健診というのがあって、学校の健診で再検査を受けると、これは全部——一般ですね、一般の生徒についてですけど、児童・生徒についてですけども、この間、平成30年度で930人程度の人たちが——小・中学校の子供たちが学校の健診で、これは歯科に限ってですけども、再検査の要請がされているんですけども、実を言うと健診率は少ないんだろーと思います。この健診率をまだ調査していないという実態が、実を言うとあるんですね。検査を、指導を学校で受けたんだけど、やっているか、やってないかを把握できてない実態が実を言うとある。そういう意味では、今回の生活保護の問題と直接は関係ないけれど、多くの子供たち、家庭の中で生活困窮の中での受診率、当然低い実態があるわけですね。

そういう意味でも、今回の法改正の中で下位10%というふうに言ったんですけども、下位10%というのは生活保護世帯も含まれた下位10%ですよ。要は、生活保護基準を算定するに当たって、生活標準スタイルを決めてかかるのじゃなくて、この下の生活の人たちが、下位10%の最低生活をされている方の世帯の消費水準がこうだから、生活保護世帯もこのレベルに合わせなさいというのが、下げなさいというのに今回されているのが実態なわけですね。

そういう意味で、さっき、子ども医療費の改善というふうに言ったのは、そういった子供のときに本来治療しとけば治ったものが、そのままずっとなっているというのがあるんですね。だから、子ども医療費というのは無料化が進んできてたということだと思ふ。

うきは市の場合は、特に所得水準が低いので、福岡県の中でも。そういう実態があるわけなので、そういう意味で、この子ども医療費というのは、その格差を、特に子供の格差をなくすという点からも特に必要な措置だと私は思っているんですね。

改めて、先ほど、現物給付の問題、それから対象の通院についても拡大するというのを、段階的でもいいです、それから7点目に申し上げてた就学援助の問題についても、1.3倍が無理だったら、じゃあ、1.1倍はどうなんですか、全国の中では1.1倍をしているところもあるわけですよ。1.2倍のところもあるわけですよ。1.3倍が圧倒的に多いですよ。そういう方策を考えているかどうかという。その辺、最後にちょっと考え方、今後どうするかという方向性につい

て、市長として、私の意思が伝わっているかどうかはわからないけれど、そういう方向性について考える検討はできないものですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 子ども医療費の支給の拡充についての御指摘であります。議員御案内のように、平成28年10月に福岡県のほうが大きな改正をしました。それにあわせて、うきは市も改正をして、あのときもしっかり説明させていただいているんですが、今なお現在、きょう現在、福岡県の平均値レベルよりも、うきは市は3項目、前倒しで施策をやっております。例えば3歳以上、就学前ですと、入院ですと、福岡県は1日500円をとっているんですが、うきは市はとっておりません。あるいは、通院についても、県のほうは月800円を徴収しているのを、うきは市は600円しか徴収をしておりません。それから、中学生におきましては、福岡県には一切手当がないわけですが、入院については1日500円ということで、かなり平均値よりも先進的な取り組みをさせていただいていると思います。

しかしながら、我々以上に久留米市とか大木町は中学生の通院までも踏み込んでおられるという実態もありますので、今後、先ほど答弁させていただきましたように、他の自治体の状況なんかもしっかり勘案しながら検討していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） それでは、最後に、うきは市の今現状について、いろいろさせていただきます。

改めて、私たちの誰もが病気になったり、障害を持ったり、高齢になったり、あるいは、1人になったりすることです。国が決めたことだから仕方ないだけではなくて、地方自治体の福祉事務所が、そういった人間の尊厳を守るという立場から、いろんな施策を今後も、引き続き、お願いをするということになると思います。改めて、ぜひ生活困窮者及び生活保護世帯の内容を把握していただいて、高齢者や父母、母子、子供たちへの独自施策をぜひ検討することを、あるいは、それを実行することを求めて質問を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） これで、6番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩いたします。3時40分より再開します。

午後3時28分休憩

午後3時40分再開

○議長（櫛川 正男君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、5番、竹永茂美議員の発言を許可します。5番、竹永茂美議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、通告に基づきまして質問を行います。

1点目が、子供が安全・安心のまちづくりについてですが、6番目ということで、かなり皆さんも疲れておりますので、簡単な質問を冒頭に行いたいと思います。

9月3日、これは何の日だったか、市長、教育長、思われていることをお答え願いたいと思います。それからスタートしますので。教育長、わかりますでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 私の範疇で申しますと、9月3日は学校の始業式がことしは行われたのではないかと考えてます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） さすが教育長です。ありがとうございました。

実は、この9月3日、6月議会でも質問しました、扇島信号機で交通指導のお手伝いをしておりました。2学期のスタートですから、子供たちは大変喜んで、夏休みの課題とか給食袋など、たくさん荷物を持って楽しそうに信号機のほうへ走ってきたわけです。

ところが、1年生、荷物が多かったんでしょう。どてっと転びまして、ちょっと打ち身でした。幸いバスとかトラックも通っていなかったなので、打ち身だけの軽い傷で終わったんですけども、もし、ここにトラックやバスが通っていたらと思うと、ぞっといたしました。

また、きょうも10日ということで、PTAの方が交通指導の補助をしてあったわけですけども、きょうも魚とり網等を持ってきていました。お父さんが多分心配されたんだと思いますが、一緒に来ていたわけです。

このように、保護者なり地域の方々、子供の通学路の安全策について日々取り組んでおります。6月議会でも扇島信号機南側の歩行者だまりと河童橋南側の横断歩道設置について質問をいたしました。会議録によれば、子供の安全から見ますと早急に必要ではないかという課長の回答を得ておりますが、6月議会以降の取り組みについて、市長と教育長に、まず、第1点目をお尋ねしたいと思います。

また、本年7月6日の豪雨時の通学路の安全・安心についてお尋ねしたいと思います。

当日が全員協議会、私たち議員と執行部の話し合いが行われておりましたけれども、途中から豪雨になりまして、教育長は提案の後、対策のために中座されたということ覚えております。

私自身、地元ということで、旧東高校のテニス場裏から総合福祉センター間のほうに行ってみますと、冠水をしておりました。ただ、5センチぐらいの冠水でしたから、近所の方が、たまったごみをどかすような感じであったんですけども、夕方5時に行った時点では、あんまり変わらない状況でありました。

ところが、土曜日になりますと、土砂が20センチぐらいたまっていたということで、業者の

方が市との契約により、早急に撤去されていたわけですが、この間の対応と対策についてお尋ねしたいと思います。

それから、2点目が、小学校の冷房化についてです。

ことしの夏につきましては、猛暑が予想されるということで、6月議会でも発言をし、質問もしていたわけですが、予想どおり、そのような状況になりました。9月4日付の西日本新聞によりますと、このように「九州北部の夏、史上最も暑く」ということとか、「異常な猛暑、普通に？」という形で載っておりました。

このようなことを考えますと、6月以降、昨日といえますか、本日までのこの猛暑災害についての対策をお伺いしたいと思います。また、子供の教育に当たる教職員については、労働安全衛生法の観点からお尋ねしておりましたので、その点についても再度お伺いしたいと思います。

それから、3点目が、教育予算の充実についてということで、今回、あすから、平成29年度主要施策の成果並びに予算執行の実績報告書という、この厚い冊子と、ちょっと薄目の冊子で、平成30年度あるいは平成29年度予算補足資料というのをいただきましたので、ぱらぱら見せておりましたら、あるところに目が行きました。

それは、通告用紙にも書いてありますが、小学校の総務費、それから中学校の総務費ですか、それから小学校の振興費、中学校の振興費を見ておりましたら、予算総額そのものは大きく変わっていませんでしたが、内訳を見ると、なぜか一般財源からの支出が50%を切っているものが多かったように思っております。その小学校総務費や教育振興費——中学校総務費は、ほぼ一般財源から出されていたと思うんですが、内容を見ますと、例えば学校嘱託臨時職員の賃金とか、あるいは小学校給食調理業務の委託料とか、あるいは先ほど言いました、学校嘱託臨時職員の社会保険料とかということになっております。小学校の教育費を見ますと、教育用コンピューターの借り上げ代、タブレット購入費、要保護及び準要保護就学援助費というのが大きな金額を占めているわけですが、もともと、このような基幹的なものについては一般財源で手当すべきではないかというふうに考えておりましたが、そこに書いてありますように、ふるさと・まごころ基金が50%を超える教育費の決算・予算は、本当に子供が安全・安心して学習できるまちづくりになっているのかをお伺いしたいと思います。

まず、1点目についての答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、子供が安全・安心のまちづくりについて大きく3点の御質問をいただきました。

まず、私のほうから3点目について答弁をさせていただいて、1点目、2点目については、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

まず、3点目が、教育予算の充実についての御質問をいただきました。小・中学校の教育費に係る予算は、歳出の10款1項教育総務費と10款2項小学校費及び10款3項中学校費で構成をされております。予算補足資料は、その中で主な事業をピックアップして掲載をしているものとなります。

議員からは、一般財源が50%を切っていると御指摘がありましたが、平成30年度当初予算を項単位で見ますと、一般財源の割合は、小学校費が56.1%、中学校費が73.7%で、1項から3項までの計で見ますと66.9%になっております。

ここで改めまして予算に対する財源の考え方を御説明させていただきますと、まずは国・県の補助対象とならないかを考え、可能なものは確実にこれを財源として確保をしているところであり、また、合併特例債のほか、後に交付税措置がある、有利な市債の活用を検討しております。さらに、施設整備などは、公共施設等整備基金等の基金を充てることも検討しております。このように、極力一般財源が少なく済むような手法をとっております。これは教育費に限ったことではなく、全ての予算において、そのような考え方が予算編成の基本になっているところがあります。したがって、一般財源の額をもって予算の推移を見る、あるいは比較をするのではなく、予算総額で見ていただく必要があるのではないかと考えております。

過去10年間の教育費にかけた当初予算額の推移は、投資的経費の多寡により、年度間のばらつきが生じていますが、一例として私自身が就任した前の平成23年度と平成30年度当初予算額の比較で見ますと、平成23年度が約6億8,200万円に対して平成30年度が約7億2,600万円、4,400万円の増加になっているところであり、本市においては、他に先駆けて平成28年度から小・中学校におけるタブレットを使ったICT教育を進めておりますが、これに係る費用も増加の要因の1つになっていると考えられます。

次に、ふるさと・まごころ基金の関係ですが、議員も御承知のとおり、ふるさと・まごころ基金は、ふるさと納税による寄附金の積み立てになります。寄附金には目的別のメニューがあり、これに応じて各種事業の財源に振り分けているところであり、

これまで教育費に充当した寄附メニューは、子どもこれから寄附と大好きこだわり寄附の2つであります。大好きこだわり寄附は何にでも使用できる寄附という位置づけになりますので、現在は、ここに寄せられた寄附金についても教育費に充てさせていただいております。そのため、教育費に充てた基金取り崩し額の割合が50%を超えているという結果になっているところであります。

近年におきまして、校舎、体育館の耐震工事を計画的に進めてまいりましたし、平成28年度には中学校の空調工事も実施いたしました。今年度からは御幸小学校の大規模改造工事にも着手することになっております。限られた財源の中ではありますが、今後も教育にはしっかり予算

を確保して、子供たちが安全・安心な環境の中で伸び伸びと生きる力を育んでいけるよう努めてまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 子供の通学路の安全・安心策についての御質問でございますが、6月定例会の一般質問の扇島交差点付近の横断歩道の歩行者だまりの確保についての件でございますが、以前、地元が地権者に土地の御相談を行った経緯がございますが、まだ承諾はいただいております。このため、市から再度、地権者に歩道設置に伴う用地の相談を行っていますが、現在までのところ、地権者の承諾には至っておりません。

また、巨瀬川左岸の河童橋の横断歩道設置要望の件につきましては、うきは警察署交通課交通規制係と協議を行いました。協議の結果、江南方面からの通行車両が河童橋を通過する際、河童橋が緩やかな太鼓橋の形状なので、視距が確保できない。つまり、通行車両から横断歩道が見えないため、横断歩道の設置はできないとのことでございます。

次に、本年7月6日の豪雨時の通学路の安全・安心についての御質問でございますが、当日は豪雨により道路が冠水し、道路上の土砂については、地域JVにより撤去いたしました。道路冠水の原因といたしましては、県営河川山曾谷川からの越水が一因ではないかと考えられます。豪雨後、現地調査を行い、久留米県土整備事務所へ現地調査と改修について要望を行っております。これらのことを踏まえ、学校ではPTA会長と協議を行い、状況に応じて通学路の変更、保護者等の見守りの強化、災害時の迅速な状況把握、迂回路選定等を行い、子供たちの安全確保に努めてまいります。

2点目の、小学校の冷房化についての御質問でございますが、6月議会の一般質問で答弁しましたとおり、全小学校に学校施設環境改善交付金を活用しまして空調設備を設置したいと考えております。現在、平成31年度学校施設環境改善交付金の補助金要望を文部科学省へ提出しており、文部科学省から平成30年度に事業実施の前倒しが可能かの調査に対し、前倒し可能と回答しているところでございます。なお、平成30年度9月補正予算に、小学校空調設置工事に係る設計委託料を計上させていただいております。空調設備を設置することにより、労働安全衛生法の観点からも教職員の職場環境の改善になると考えております。

また、実態調査結果につきましては、17℃以上28℃以下である学校環境衛生基準について、本年度6月から8月の出校日のうち、28℃の基準を50%以上の日数を超えた小学校が9校中6校でございました。また、猛暑対策につきましては、全国的に話題となりましたプール開放を事例に申しますと、市教委と学校、学校とPTAが話し合いまして、特にPTAのほうから子供の活動の場を欲しいという御要望もあり、水温を下げるために冷水の注入、あるいは塩あめの準備、あるいは開放時間の短縮や休憩時間を長くするなど対応いたしましたところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、まず、市長への再質問を行いたいと思います。

確かに10款の2項、3項につきましては、今、述べられたとおりかもしれませんが、私が上げている小学、中学校の総務費、それから小学校の教育振興費は、項の下の目ということになっておりますので、目で見ると、やはり先ほど述べたように50%を超えているのではないかというふうに思っておりますが、それはどのように考えられるのか。

それから、ふるさと・まごころ基金は、本来の教育条件整備に上乗せて使うべきものではないかというふうに考えております。お手持ちの資料で——配付資料の中で、厚生文教委員会として、8月9日、山春、大石、江南、吉井小学校の教育視察を行いました。その中で、平成30年度うきは市小・中学校教育に関する予算要望書というのがPTA連合会から出されておりましたので、それを見ますと、学校支援員の増員配置というのが多くの学校から出ておりました。したがって、昨年度の学校支援員配置にプラスするような形でそのようなことをされるというのが、ふるさと・まごころ基金の趣旨というか、思いに応えることではないかなというふうに思いますが、市長、どのようにお考えになりますか。

それから、教育長のほうから、たくさんの取り組みの報告を受けました。

まず、1点目が、扇島信号の歩行者だまりの件につきましては、地権者と地元が、あるいは教育委員会でしょうか、相談されたと言われましたが、その相談内容について再度お尋ねいたします。

それから、2点目が、旧東高テニス場跡地から総合福祉センター間の冠水につきましては、先ほど言いました、山曾谷川ですか、県土整備事務所へ行ったということですが、たしか今年の豪雨のときも冠水をしておりますし、平成24年の北部豪雨のときは、かなり大規模な冠水であったように地元の方から写真を見せていただきました。この場所が、配付資料の資料①、交通調査ということで、9月9日の朝7時8分から8時7分まで立って、どのくらいの子供たちが通るのかなというふうに見ておりましたら、小学生が10名、中学生が21名、高校生が59名、このうち恐らく10名程度がJR利用者ではなかったかと思います。きょう、JRのほうに立ちましたら、10名の高校生が自転車と徒歩で歩いていました。それから、社会人の方、それと自動車が59台ということで、約100名近くの小中高生と社会人と自動車が通っていたということになります。そうしますと、毎年毎年のように、この通学路が冠水、あるいは——するという状況になりますと、これはかなり問題ではないかなと思いますが、ここ数年間の実態把握をどのようにされたかをお尋ねしたいと思います。

それから、教育長に対して4点目ですが、冷房化につきましては、先ほど言いました、平成31年度文科省の学校施設環境改善交付金の請求で、なおかつ前倒しが可能かということで返事

をされていますが、これが、交付金の交付がなかった場合、どのようにされるのか、また、前倒しの返事というのがいつごろわかるのかについて再度お尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） まず、1点目の御質問の、10款1項の一般財源の割合ということでよろしかったのでしょうか。（「10款2項のと、それから10款2項……」と呼ぶ者あり）それ、10款2項1目ですか。

今、市長が答弁で申しましたのは、款項目の項ごとで見た場合の割合ということで申し上げました。10款2項小学校費で見ますと、一般財源の割合は56.1%——具体的に額で申し上げますと、予算書を見ていただければ項の合計額というのは出てくるんですけども、10款2項で申し上げますと、予算総額が4億2,686万2,000円に對しまして、一般財源の額は2億3,942万9,000円ということで56.09%ということになってまいります。これはまた後ほど予算書の項の合計額を見ていただければ御確認ができるのではないかなというふうに思っております。

それから、ふるさと・まごころ基金の関係でも御質問があったんですが、議員も御承知だと思いますが、ふるさと・まごころ基金は、ふるさと納税、寄附金に対する基金を積み立てた基金ということになります。平成28年12月に、ふるさと・まごころ基金条例を制定をして、平成27年度のふるさと納税の寄附金を28年度に積み立てをしたのが最初になります。28年度に積み立てたものを29年度、それぞれの寄附金の目的に応じた事業費に充当をしたという形になります。あくまでも、その寄附の目的に応じて、また、先ほど答弁の中にもありましたように、特に目的を定めてない寄附については、教育費を中心に充当をしたということでありまして、どちらかといえば、それも一般財源に含めたところで考えていただいているのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 私のほうからは空調に関しましてお答え申し上げまして、その後の相談内容及び改修等につきましては、住環境建設課長のほうから回答をお願いしたいと思っております。

まず、この学校施設環境改善交付金の補助金がつかなかった場合はというお尋ねでございました。今の段階では私ども、この補助金を活用してやりたいというふうに思っておるところでございます。

なお、私ども、文部科学省のほうに前倒し可能と回答いたしておりますが、それに関しまして文部科学省のほうからの返事がいつ来るかということにつきましては、まだ現段階ではわかっておりません。ほかの問いにつきましては、住環境建設課長に答えさせます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） まず、扇島交差点の歩行者だまりの関係でございます。

6月の議会の中で質問がございまして、最近でございますけれども、現在の地権者のほうに御相談に行っております。前回6月議会のときの写真を参考に、現在が歩行者が横断歩道の手前で信号待ちをしているというふうな状況で、ここに歩行者がたまると。できますならば、貴社のほうの土地の御相談をというふうな話をしておりますけれども、とりあえず、会長のほうがちょっと不在でございました。部長のほうとお話をさせていただいております。うちの市のほうからの要望内容については、十分理解を示していただいております。ただ、会社のほうにおきましても、今が社宅の駐車場になっておりまして、国道に面する面はここだけでございます。ですから、今のところ、将来的な計画については、まだ具体的にはないんですけれども、いましばらくというふうなところで、ちょっと時間のほうをいただきたいというふうな状況でございました。

それから、山曾谷川の関係でございます。山曾谷の越水で19区あたりの道路冠水というふうな状況でございます。ことしに限ったことではなく、24年からの災害で、たび重なる道路冠水を受けております。今回、県の河川管理ということで、昨年、こういった冠水状況の拡大の被害の解消というところでお願いをしております。昨年につきましては、山曾の打ち出しでございます210号線から巨瀬川に打ち出しします区間、こちらについて、しゅんせつを実施いただいております。それから、ことしの梅雨前、梅雨前につきましては、この山曾につきましては、JRから上流側、西福益団地から——ふるさと農道から西福益団地ですかね、この区間については、かなり堆積しているというところで、梅雨前に、しゅんせつをしていただいております。この効果が出たのかどうかというのは、直接つながるかどうかはわかりませんが、今回も、この山曾については、床上浸水ではなく、道路冠水に伴った床下というか、そういった冠水はありましたけれども、不幸中の幸いで床上浸水までには至らなかったというふうな状況でございます。

今回の冠水状況、現地調査をいたしまして、写真も撮っております。これにつきましては、市長のほうも県のほうにお願いをしておりますし、私のほうからも写真、それから図面等を持って県のほうに早急な実地調査と将来的な河川改修についての要望をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 扇島信号機の歩行者だまりの件ですが、行かれたらわかると思い

ますが、フェンスがあって、その横にれんが塀があるんですが、そのれんが塀とフェンスの間に広告塔があるので、結局そのフェンスをその部分まで——約1メートルぐらいですか、下げても——下げて使わせていただければというふうに地元としては考えているところがあるのではないかというふうに思っています。ですから、土地の購入ということになると、入り口が使いにくくなりますので、当然、土地の価値が下がるということもあると思いますし、また、南側のほうの左右の一応出口がありますので、その辺をもう少し検討していただきたいなと思います。

それから、山曾谷につきましては、先ほど、繰り返しになりますが、100名近くの子供や大人が通っておりますし、高校生10名が市外から通っているという状況を考えると、毎年のように冠水して、うきは市は何もしないのかなということでは、うきは市の評価も下がるのではないかなと思いますので、継続しての陳情をお願いしたいと思います。

それから、ふるさと納税の件なんですけど、資料の28年度を見ますと、実は、ふるさと・まごころ基金からの出費はなくて、一般財源からほぼ出ているということになると思います。ですから、繰り返しになりますが、各学校から支援員の要望がっておりますので、そういう上乘せをするべきではないかというふうに考えますが、再度、市長の考えをお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきは市の将来を担う子供たちの教育予算というのは重要だというふうには認識しております。全体的な財政規模の中で、しっかり適切に対処していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） ぜひお願いしたいと思います。

これは参考になるかどうかはわかりませんが、私が最初に勤めていた朝倉郡の大福小学校の図書費の件です。その当時、朝倉町には大福小学校と朝倉東小学校というのがありまして、それぞれ町のほうから10万円の図書費をいただいております。ところが、大福小学校には調来助さんという、長崎大学の医学部の教授がおられまして、その人が退職された後、毎年、大福小学校に10万円の図書費を寄附していただきました。そうしますと、大福小学校は町からの補助が10万円、調来助先生からの補助が10万円、図書費が20万円ということでやってくれたわけです。

一般的に見れば、大福小も朝倉東も平等ということならば、寄附があるから減らしてもいいんじゃないかという論議になるんでしょうけども、その当時の朝倉町は3大施策の1つが人づくり、教育に力を入れるということで、そのようにやっていただいたというふうに思っております。

また、大福小学校が改築になったとき、もう30年以上前になりますけども、図書館に冷房設備を先進的に入れていただきました。このように、上に立つ人の考えで、いろんなことができる

と思いますので、再度、市長や教育長には考えていただきたいと思います。

それでは、時間が半分を過ぎましたので、2点目の、若者が住みやすいまちづくりについてお尋ねしたいと思います。

若者が働きやすい政策についてということで、6月議会では、学校における働き方改革に関する総合的な方策を踏まえた、教職員の1学期と長期休業中の実態——超勤実態の結果と改善策についてお伺いします。また、この超過勤務の実態を踏まえた総括健康管理委員会、それから教育委員会の論議と校長会への指導について伺いたいと思います。

お配りしました資料の裏側に資料④として、うきは市労働安全衛生管理規程というのと、右側に資料⑤、うきは市立学校総括健康管理規程というのを載せております。この点については、後からまた再質問しますが、この若者が働きやすい政策についてというのが1点です。

それから、(2)が、午前中の論議で江藤議員等も質問されておりましたが、うきは市職員の正規職員と非正規職員の労働条件の実態と今後の対策について伺いたいと思います。また、給食調理室の冷房化の実態とその対策について伺いたいと思います。

朝日新聞の8月31日号に、同一労働同一賃金の問題として、手当、福利厚生、基本給、賞与などの問題、それと、もう一つが、非常勤職員の労災請求権明確にという、2つの記事が載っておりました。その後、これは、私的には非常に、江藤議員も紹介されました九州10市町、非正規50%超ということで、うきは市が10番目、市で言えば2番目、ワースト2位ということで載っておりました。このような意味から、正規職員と非正規職員の労働条件の実態と今後の対策についてお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、若者が住みやすいまちづくりについて大きく2点の御質問をいただきました。2点目について私のほうから答弁をさせていただきます、1点目については教育長より答弁をいたします。

2点目が、まず、うきは市職員の正規職員と非正規職員の労働条件の実態と今後の対策についての御質問であります。現行の地方自治法においては、地方公共団体で働く非正規の公務員に対しては、報酬及び費用弁償以外の各種手当は支給できないこととなっており、市においても、同法の規定に基づき、各種手当は支給しておりません。また、休暇制度や福利厚生などの待遇面において、正規職員と非正規職員では違いがあるところであります。

今後であります。同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度として、平成29年5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成32年4月より、非正規職員に対し、各種手当の支給を可能とする会計年度任用職員制度が創設されておりますので、市としましても、制度の実施に向けて、現在、準備を進めているところであります。

次に、給食調理室の冷房化の実態と対策についての御質問であります。給食調理室の冷房化につきましては、千年小学校、吉井中学校、浮羽中学校には、給食室建設時に設置をいたしております。建設時未設置の給食室につきましては、平成28年度に御幸小学校、平成29年度に福富小学校と江南小学校、平成30年度に吉井小学校へ設置を行い、年次計画で整備を進めてまいりました。

現在、山春小学校、大石小学校、小塩小学校、妹川小学校の4校が未設置となっております。妹川小学校につきましては、統合が決定しておりますので、山春小学校、大石小学校、小塩小学校の3校につきましては、小学校の空調設置工事の中で設置を考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 若者が働きやすい政策についての御質問の中で、学校における働き方改革に関する総合的な方策を踏まえた教職員の改善策についての御質問でございますが、市内の全ての小・中学校で8月1日から、うきは市立小・中学校における働き方改革及び部活動に係る指針を踏まえた取り組みを施行いたしております。具体的には、タイムカードを導入し、校長による教職員の勤務時間の把握を行うとともに、長期休業中の8月12日から8月16日までの土日を含む5日間を学校閉庁日とすることなどを実施いたしております。その結果、8月の勤務時間に関しましては、全小・中学校で、目安となる月間80時間以上の超過勤務を行った教職員はいないとの確認をいたしております。2学期以降につきましては、定時退庁日、部活動休養日等の実施、ICT等による業務の効率化など、うきは市の指針を踏まえた取り組みをさらに進めてまいります。

次に、この超過勤務の実態を踏まえた総括健康管理委員会、教育委員会の議論と校長会への指導についての御質問でございますが、総括健康管理委員会については、昨年度、うきは市で教職員のストレスチェックを初めて実施いたしました。その実施前と実施後に当委員会を開催し、ストレスチェックの結果等について協議するとともに、健康管理医との協議や指導を受けるなど、教職員の心身の健康管理に努めたところです。

本年度は、健康管理医と事前に合議し、ストレスチェックを健康診断時に行い、その結果について、第1回の総括健康管理委員会を行うことといたしております。また、第2回の総括健康管理委員会の内容につきましては、各学校の保健委員会と兼ねた衛生委員会の取り組みについて、本年度の状況を整理するとともに、長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策等について、健康管理医からの専門的なアドバイスを受け、次年度の各学校の取り組みの参考にしたいと予定をいたしております。

この総括健康管理委員会の取り組み内容を9月の校長会で改めて伝達し、各学校の衛生委員会の開催を促すとともに、2学期以降、教育委員も参加する市教委の学校訪問等の中で、校長から

各学校の取り組み状況の途中経過について報告を受け、指導、支援してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） まず、1点目ですが、お配りしました資料、うきは市労働安全衛生管理規程と、右側の、うきは市立学校総括健康管理規程の大きな違いはどこにあると市長はお考えでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 大変申しわけありません。ちょっと詳細は承知をしておりません。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、私が述べますので、大まかに了解いただければと思います。

まず、1点目は、うきは市の労働安全衛生管理規程には、職場の代表が、アンダーラインを引いてます第7条、市長が2名を任命することができるということで、現場の声が反映されているのではないかと考えております。また、多分、開催の回数も毎年必ずされているのではないかと考えております。

ところが、資料⑤の、うきは市立学校総括健康管理規程では、健康管理責任者が学校長ということで、現場の声が、うきは市の場合は反映されておられません。ほかの市町村の場合は、資料④のように、現場の声が反映されるように複数名配置されているというふうに考えております。

したがって、構成メンバーに学校のほうは現場の職員が入っていない、それから回数につきましても、行う予定ということで、これはちょっと教育長への質問になりますが、昨年度は何回されたのか、その内容、それから市の場合は恐らく昨年度もされておりますので、回数だけで結構ですので、教えていただきたい。お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほど答弁させていただきましたが、昨年度、総括健康管理委員会はストレスチェックの前と後、2回開催をいたしております。

なお、先ほど、予定しておりますということをお申し上げたんですが、これはストレスチェックの結果が最近返ってきましたので、それが整理しまして第1回、そして年度終わりごろになると思いますが、第2回を必ず開催をいたします。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それには産業医の方は必ず参加してあるというふうに捉えてよろしいんですか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 昨年度2回、健康管理医の方に入っただきましてアドバイスと助言を受け、また、必要に応じて個別面接等も行っていただいたところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、なぜ学校のほうに現場の代表の方が入ってないんでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 総括健康管理委員会には校長が入っております。各学校では衛生委員会を開催し、校長が、その内容を集約して本年度は報告していただくという手順を、先ほど申しましたように、とりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 繰り返しの説明というか質問になりますが、資料4の、うきは市の労働安全衛生管理のほうでは、市の職員代表が2名入っております。資料5のほうでは、校長さん、管理職しか入っておりません。ですから、校長さんたちが全て職場を、現場の代表というには不十分ではないかということで、先ほど言いました近隣市町村では職場の代表の方が入っております。その点の再々質問を行います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 本市では、この規程に基づきまして、先ほどのようなところで進めておるところでございます。

この働き方改革というのは、県の目標としましては、本年度は、まず実態を把握しなさいと。

31年度に10%減らしなさい、32年度に20%減らしなさいという数値目標が出ております。

そういったこともございますので、近隣市町村の状況を少し確認させていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 先ほどの質問に繰り返しになるんですが、うきは市の職員さんの場合、平均して月平均の超勤時間が9.6時間、約10時間ということであったと思います。一方、厚生文教委員会として訪問した学校の中では、その表にありますように、30時間以上がいたとか35時間であるとか、若い先生では最大63時間、朝の5時から来ていますとか、そういう状況なんですよ。そうすると、やはり、その状況を踏まえた校長さんたちが、この学校総括健康管理委員会に出てるはずなのに、その状態が改善されないということになれば、やはり現場の声が反映されていないというふうに捉えるのが自然ではないでしょうか。ぜひ、この管理規程の見直しを含めてお願いしたいと思っておりますし、先ほど、9月以降の調査をされるということですので、12月議会では、その実態と改善策、それから学校総括健康管理委員会でしたっけ、の開催についての内容についての報告を受けたい。お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 全員協議会の折にも申しました。本年度8月1日から働き方改革指針を御提案し、試行をいたしております。

この教職員の働き方改革というのが非常に今言われているわけでございます。近隣市町も含めてです、この取り組みに非常に差があるところがございます。私が承知しておる限りでは、うきは市は非常に積極的にやっているというふうに思っております。そういったこともございますので、この取り組みにつきましては、本年度3月末まで試行という中で、私は何より先生方の御理解を得ながら進めたいと。ボトムアップで進めたいという思いがございますので、そういったところで対応させていただければと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、時間がかなり押してきましたので、3点目に進ませていただきたいと思えます。

お年寄りが暮らしやすいまちづくりについて、6月議会でも質問したのですが、時間が配分が十分にできなかったために、十分な回答を得ることができませんでした。

まず、1点目として、旧東高校の西側校舎などをお年寄りの寄り合う施設として、学習施設としての活用策と管理状況についてお伺いしたいと思います。

現行の生涯学習センターで教育委員会等が開かれていますので、毎月参加し、その後、下の待合室で、きょうの教育委員会どうだったねというような意見交換をするわけなんですけども、ちょうど目の前に魚の水槽と、もう一つが、多分、絵画を描くイーゼルというんでしょうか、あれがたくさん置いてありました。それぞれの、生涯学習センターですから、文化的サークルと申しますか、学級が活動してあると思うんですけども、いかんせん、置き場に大変困っているのではないかなというふうに思っているわけです。

もう数十年前になりますが、久留米のえーるピア、昔の久留米中央公民館は、久留米商業高校の木造校舎をそのまま利用してありましたので、それぞれの教室に、そういう文化的サークルあるいは体育会系サークルの備品と申しますか、小さなものが置かれてありまして、そこ一つ一つをそれぞれのサークルが活用してありました。ですから、当然たくさんの方が利用があったというふうに思っているわけです。

うきは市の場合も、繰り返しになりますが、いろんなサークルや学級がされていますが、恐らく、小さいもので言えば、押しピン1つ、セロテープ1つ、それぞれ持ち寄って、活動した後はまた、それぞれが持ち帰っている状況ではないかというふうに思っております。また、部屋の数もそんなにたくさんありませんから、例えば10を超えるサークルと一緒に活動をするということではできてないんじゃないかなというふうに思っているわけです。

現況、旧東高の跡地には少年野球チームが練習しておりますので、最低限、その場所について言えば、草も生えていませんし、活用されているのではないかというふうに思っております。したがって、そのような遊休施設をそのまま放置しておくほうがいいのか、それとも、お年寄りに限定はしませんけれども、そういう学習施設としての活用策もあるのではないかなというふうに考えておるわけです。そういう意味で、遊休施設の活用策と管理状況についてお伺いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、お年寄りが暮らしやすいまちづくりについて、旧浮羽東高校西側校舎の活用策に関する御質問をいただきました。

このことにつきましては、6月議会の一般質問でもお答えしたとおり、公共施設等総合管理計画に基づき、民間への売却を検討協議しているところであります。今後、公共施設やインフラ施設の更新に多額の費用を要することや、人口縮小社会に対応していくためには、遊休施設等は可能な限り縮減をして、厳しい行財政運営を乗り越えていくことが求められております。そのことをまず御理解をいただきたいと、このように思っております。

確かに議員のおっしゃるように、お年寄りが暮らしやすいまちづくりを進めることは、誰もが暮らしやすい地域社会の実現を目指す上で大変重要な課題であると認識しております。そして、そのためには、住民の皆さんにとって最も身近な存在である校区コミュニティセンターが大きな役割を果たしていく必要があるのではないかと考えております。

旧浮羽東高校のある吉井校区においても、現在、吉井コミュニティセンターで憩いの場やステップ運動教室などが開催され、お年寄りの寄り合い場として活用されております。来年4月には新しく建設される――仮称でございますが、新生涯学習センターに吉井コミュニティセンターが移転することになります。今後ますますコミュニティセンターを拠点にお年寄りが寄り合い、学習する施設として十分その機能を果たしていくことができることと考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 今、旧東高校跡地につきましては、今の市長の考えといたしますか、取り組みがあるとは思いますが、6月の場合も民間売却を考えていたということですが、その期限というのは考えてあるのでしょうか。また、今回は一応、旧東高跡地ということでやっていますが、財産台帳を見ますと、まだいっぱい遊休施設があると思っています。それをただ単に閉めて使わせないだけでは、本当の意味での活用とは言えないのではないかというふうに思っています。したがって、その期限と他の施設の有効利用についてお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） まず、旧浮羽東高校でございますが、できるだけ早く売却をしたいということで、今現在、協議を進めております。ただ、まだ相手方も、それ、応じた準備が必要であるということで、具体的なことはまだ申し上げることができませんし、何年といった区切りをつけることも難しいのではないかなというふうに思っております。

あと、その他の遊休施設についても、売却できる施設については極力売却を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 相手があることだからというのはわかりますが、その間の有効利用というのは考えられないのかということと、他の施設については、そのような売却なり、一覧表という表現は悪いんですけど、取り組みというのはどこかを、例えばインターネットを見ればいいとか、例えば、うきは市の遊休施設あるいは土地についてはインターネットで売りに出しているとか、そういう取り組みはなされているのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） まず、浮羽東高校の関係なんですけども、基本的に売却をしたいということでお話を進めておりますので、方針を固めておりますので、もし、その条件に支障がないような形で貸し出し等が可能な場合には、貸し出しも考えていきたいというふうに考えておりますし、現実、浮羽東高校の西側校舎については、つい最近なんですけども、九州大学の総合研究博物館というところから、今、箱崎のほうに校舎がありますが、糸島のほうに移転をする中で、今月中に移転をしなければならぬということで、そこにある貴重な、什器類が中心になるということですが、博物館に所蔵しているものを一旦東校に置かせてもらえないかというような相談も受けております。それが売却に当たって特に支障がないような条件であれば、そういったことにも活用させていただくということで考えておるところでございます。

それから、遊休施設の売却については、基本的に入札を行っておりますので、入札については、広報うきは、それからホームページのほうでお知らせをして入札を行うような段取りになっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 残り時間がなくなりましたので、大事なことを1つ忘れておりましたので、これを述べて終わりたいと思います。

9月議会、先週から始まったわけですが、うきは市議会として、議会最終日に中野産業総務委員長や佐藤湛陽厚生文教委員長らの御協力のもと、うきは市議会として小・中学校のエアコン設置の決議を市長宛に出すようにしてしております。これは、先ほど、るる述べてきましたように、交付金がもし交付されなくても何らかの財源、先ほど、ふるさと・まごころ基金の話もありましたけれども、それを活用するなどの工夫をしていただきたいということでの決議であります。したがって、うきは市議会総体としての要求でありますので、十分な対策をお願いし、実現しなければ、再度12月議会でも再々質問をさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、5番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、一般質問を終わります。

本日の議事日程は終了しました。本日は、これで散会します。

連絡します。あす9月11日は午前9時から議案質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時41分散会
